

⑤福島県（郡山市、いわき市を除く）

（ア）ペットの被災概況

福島県における東日本大震災以前の犬の登録頭数は約 116,000 頭であり、津波災害等により約 2,500 頭が死亡したと推測されています。また、放浪・負傷した状態で行政に保護された犬は約 630 頭(平成 24 年 9 月 30 日時点)、飼い主と避難した犬は約 1,470 頭と推測されています。なお、猫については、震災以前の飼養頭数や被災の状況は分かっていません。

（イ）ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成 23 年 3 月 11 日	地震発生
3 月 12 日～ 4 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一及び第二原子力発電所が設置されている双葉郡を管轄する相双保健福祉事務所では、3 月 31 日までの間に 23 件の犬の保護依頼があったため、屋内退避区域(福島第一原子力発電所から半径 20～30km)内、外に放浪している犬の保護活動を実施。 4 月 25 日までの保護頭数は犬 52 頭。なお、4 月 25 日以降も住民からの保護依頼や目撃情報に基づき、相双保健福祉事務所における 20～30km 圏内、外の保護は続けられている。 ・相双地区以外の各保健福祉事務所では、職員による避難所支援に合わせて、同行避難した動物に関する情報の収集を行うとともに、緊急災害に備えて備蓄していた餌等の支援を実施。
3 月 14 日	必要な物資リストを作成
3 月 17 日	緊急災害時動物救援本部に対し、餌の支援を要請。
3 月 18 日	各保健福祉事務所に対して、震災被災者からの犬・猫の無料引取り及び引取った犬・猫の積極的な譲渡について指示。
3 月 23 日	震災に伴う被災ペット対策に係る調整会議を実施。 参集者：福島県、社団法人福島県獣医師会、公益社団法人日本動物福祉協会
3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・各保健福祉事務所における統一的な被災ペット対応及び被災ペットの分散収容について指示。併せてホームページによる動物保護情報を公開。 ・3 月 23 日に緊急災害時動物救援本部から支援を受けた餌をもとに、各保健福祉事務所に備蓄してある餌の残量に合わせた補充を指示。
3 月 28 日	環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、今般の災害に伴う国の支援について確認。併せて、動物収容のために必要なケージを要望。
3 月 30 日	震災に伴う被災ペット対策に係る調整会議を実施。 参集者：福島県、郡山市、社団法人福島県獣医師会
3 月 31 日	各保健福祉事務所に対して、被災ペットの取扱い(一時預かり含む)について指示。

4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、避難指示区域からのボランティア等による動物の連れ出しに係る国の対策の有無を照会。 ・相双保健福祉事務所において、被災ペットの保護に係る調整会議を実施。 ・環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、原子力安全保安院が定めた避難指示区域からのペットの持ち出し禁止について、国が公表するよう要望。
4月8日	環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、被災ペットの収容について、国の支援を要望。
4月10日	被災ペットの保護に関する問い合わせに対するQ&Aを作成。
4月12日	環境省自然環境局動物愛護管理室の照会に基づき、県内各市町村に対して、被災ペットの保護等に必要ながージ及びテントの要望数調査を実施。
4月13日	被災ペット仮設収容施設(福島第1)の賃貸契約を締結。
4月15日	福島県動物救護本部を設置。併せて、福島県動物救護本部のホームページ立ち上げ。 構成員：福島県(事務局)、郡山市、いわき市、(社)福島県獣医師会、福島県動物愛護ボランティア会
4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県保健福祉部長から各市町村長に対して、仮設住宅等の整備にあつては、動物との同居を認める方向で検討することを依頼。 ・福島県動物救護本部の義援金口座開設。ホームページを活用した義援金募集開始。
4月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。 ・環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、被災ペットの保護に係る役割分担について要望。
4月22日	福島第一原子力発電所から半径20km圏内に警戒区域が設定される。
4月25日	福島県動物救護本部が福島市内に被災ペット仮設収容施設(福島第1)を設置。
4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域内における放置犬等の実態調査実施要領策定。 ・被災ペットの受入開始(これまでに保護していた犬52頭のうち、25頭をシェルターに移動)
4月28日～ 5月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域内のペットの状況について実態調査を実施。 ・犬27頭、猫2頭 計29頭を保護(初日は、環境省審議官、環境省動物愛護管理室長が同行)。
5月6日	福島第1施設に係る飼養動物診療施設開設届出を管轄する家畜保健衛生所に提出。 環境省自然環境局長から、福島第一原子力発電所20km圏内の犬・猫の取扱いについての要請を受ける。
5月7日	携帯版の福島県動物救護本部のホームページを開設。

5月8日	環境省自然環境局動物愛護管理室に対し、住民の一時立入りに連動した被災ペットの持ち出し支援の手法について、国に提案するとともにそれぞれの役割分担や福島県に対する支援について確認並びに要望。
5月10日～ 8月26日	住民の一時立入り（1巡目）に連動して、環境省と福島県が連携しながら、ペットの保護回収を実施（福島県職員 延べ387名、他自治体：11自治体72名） 犬300頭 猫191頭 計491頭を保護
5月13日	各保健福祉事務所に対して、災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例の施行について通知。（飼養管理、返還費、引取手数料の減免）
5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県動物救護本部から社団法人福島県獣医師会に対して、被災ペットの診療等の協力を依頼。 ・環境省自然環境局動物愛護管理室に対し、一時立入りに連動した被災ペットの保護に係る経費の支援を要望。 ・環境省自然環境局動物愛護管理室に対し、原子力災害対策特別措置法で保護した被災ペットの処分の根拠について照会。
5月19日	福島県保健福祉部長から各市町村長に対して、被災者が公営住宅等に入居する際の入居条件に関して緩和（ペット同居）を検討するよう依頼。
5月20日	第1回福島県動物救護本部会議を実施。
5月28日	被災ペット対策に係る調整会議を実施。 参集者：福島県、環境省自然環境局長、緊急災害時動物救援本部長、社団法人福島県獣医師会
6月12日	各保健福祉事務所に対して、福島第1施設における被災ペットの飼養管理について、職員を派遣するよう指示。（6/15～6/30まで）
6月23日	緊急災害時動物救援本部に対して、被災ペット保護に係る予算の全体計画を提出し義援金を申請。
6月27日	被災ペット対策に係る調整会議を実施。 参集者：環境省、緊急災害時動物救援本部構成4団体、兵庫県、福島県、社団法人福島県獣医師会、動物小売業者
6月28日	福島県動物救護本部が当本部のホームページに動物ボランティアの募集告知を開始。
7月1日	OFCの被災ペット保護に係る調整会議に参加。
7月5日	緊急災害時動物救援本部において、被災ペット対策に係る調整会議を実施。 参集者：環境省、緊急災害時動物救援本部、福島県
7月7日	各保健福祉事務所に対して、福島第1施設における被災ペットの飼養管理について、職員を派遣するよう指示。（7/11～7/29まで）

7月8日	被災ペット対策に係る調整会議を実施。会議終了後、福島第1施設から県内各動物病院に被災ペットを搬送。 参集者：福島県、各保健福祉事務所
7月14日	緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。
7月19日	緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。
7月20日	山形県に対して、被災ペットの一時預かりを依頼。
7月24日	緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。
7月28日	緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。
8月16日	福島県動物救護本部から社団法人福島県獣医師会長に対して、県内各動物病院における被災ペットの一時預かり期間の延長を依頼。
8月24日	被災ペット対策に係る調整会議を実施。 参集者：福島県、各保健福祉事務所、食肉衛生検査所
8月29日	福島県保健福祉部長から環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長に対して、全国自治体に対して福島県の被災ペットの保護に係る協力要請を依頼。
9月1日	被災動物救護支援家族（ホストファミリー）制度を作成。
9月3日	各保健福祉事務所に対して、被災ペットの譲渡に係る運用方針を指示。
9月8日	各保健福祉事務所に対して、被災飼い主に対する現況確認の発言要旨を通知。同日から被災飼い主の現況確認実施。
9月9日	福島第1施設の管理運営体制に係る調整会議を実施。
9月14日	・福島県及び福島県動物救護本部から各都道府県に対して、義援金募集の協力を依頼。 ・福島県三春町に被災動物保護施設（福島第2）を設置。本格稼働10月1日
9月17日	各保健福祉事務所に対して、義援金募集の協力を依頼。
9月21日	福島県動物救護本部から福島県内の大手企業に対して、義援金募集の協力を依頼。
9月30日	福島第2施設に係る飼養動物診療施設開設届出を管轄する家畜保健衛生所に提出。
10月3日	被災ペット救済支援グッズ販売を決定。
8月31日～ 10月23日	警戒区域内一斉保護に伴う先行調査を実施。 26日間 市町村職員の協力（延べ6名） 犬16頭 猫15頭 計31頭を保護
10月25日	ホストファミリー募集に係るポスター作成。
9月10日～ 11月20日	住民の一時立入り（2巡目） 2巡目以降、マイカーでの立入りが可能となった。
11月21日	福島県動物救護本部から兵庫県に対して、義援金募集に伴う支援グッズの販売の案内を通知。

10月24日 ～11月18日	警戒区域内一斉保護を実施。 他自治体及び警戒区域をかかえる市町村の協力（13自治体延べ129名） 犬42頭 猫20頭 計62頭を保護
11月19日 ～	相双保健福祉事務所による定期立入りによる保護 犬51頭 猫4頭 計55頭を保護（平成25年2月28日現在）
12月5日～ 12月27日	民間団体による保護の実施。 環境省及び福島県が民間団体による被災ペットの保護を目的として、警戒区域内の立入り基準等を定めたガイドラインを作成（適用期間平成24年12月5日～27日） 民間団体（16団体）が公益立入りの許可を得て、保護活動を実施。 実績 犬34頭 猫298頭を保護
平成24年 1月29日～ 4月15日	住民の一時立入り3巡目に伴う被災ペットの持ち出し（3巡目以降住民が自らペットを持ち出すことが可能となった）に対する中継基地での対応業務を実施。（持ち出し実績 犬2頭 猫6頭を保護）
3月1日～ 3月19日	警戒区域内における一斉保護を実施。 他自治体12都府縣市計28人 犬13頭 猫93頭を保護
5月19日～ 7月8日	住民の一時立入り4巡目に伴う被災ペットの持ち出しに対する中継基地での対応業務を実施。（持ち出し実績 猫1頭）
8月25日～ 10月15日	住民の一時立入り5巡目に伴う被災ペットの持ち出しに対する対応業務を実施。（持ち出し実績 0頭）
9月7日～ 10月2日	警戒区域内における一斉保護を実施。 犬1頭 猫131頭を保護
11月3日～ 12月15日	住民の一時立入り6巡目に伴う被災ペットの持ち出しに対する対応業務を実施。（持ち出し実績 猫4頭）
12月3日～ 12月21日	警戒区域内における一斉保護を実施。 犬3頭 猫85頭を保護

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

a. 方針

福島県では、東日本大震災発生以前より「災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアル」を策定し、災害時における対応方針や平常時の対策等を定めていました。

特に、平常時対策として、災害時におけるペットの同行避難を進めるために、家庭動物の所有者等の対応として、次の(1)～(5)の備えを行うよう定めていました。

- (1) 同行避難に備えた最低限のしつけ
- (2) 避難生活で動物間の感染を予防するための、寄生虫の駆除やワクチン接種、不妊去勢手術の実施
- (3) 動物由来感染症に関する知識の習得
- (4) 所有者明示、犬の場合は鑑札と狂犬病予防注射済票の装着
- (5) 動物用避難用品の備蓄

また、避難所でのペットの飼養については、下記の通り、市町村に対する要請を行うこととしています。

県は災害発生に備え、市町村に対して以下の要請を行う。

- 1 避難所を設置する場合には、動物を同行する被災者の受入れについても考慮し、被災者と同行動物と一緒に避難し安心が得られるよう配慮すること。
- 2 避難所における同行動物対策のルール化を図り、避難所を運営するためのマニュアルにその内容を盛り込むこと。
- 3 平常時から、動物の適正飼養と災害時対策の推進を図るために、積極的な広報を行うこと。

なお、発災前の福島県地域防災計画には、避難所や仮設住宅におけるペットの飼養についての記載はありませんでした。

b. 協定の締結

福島県では、他の関係団体等と災害時の動物救護活動に関する協定は結んでいませんでした。

c. 動物救護の拠点施設

福島県では、災害時の動物救護活動の拠点を第一義的には、各保健福祉事務所が管理する地区犬・ねこ保護管理センターとしていました。また、必要に応じて、各保健福祉事務所が被災動物の保護収容のために必要となる施設の確保を図ることとしています。

d. 備蓄

福島県では、東日本大震災発災以前より、災害時に備えて、県内の各保健福祉事務所に動物救護に必要な物資を備蓄していました。備蓄品目と数量は次の通りです。

【備蓄品目と数量】

ドッグフード	500 kg
キャットフード	125 kg
ケージ	50 台 (大 25 小 25)
餌入れ	50 個 (大 25 小 25)
首輪	50 本 (細 25 太 25)
係留用チェーン	50 本 (細 25 太 25)
動物保護用麻酔薬	セラクター 500ml トミトル 150ml アンチセダン 150ml
消毒用水槽	5 槽 (500L)
ペットサークル	10 個
飼養施設消毒薬	50kg
手指消毒薬	5L

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

福島県では、平成 23 年 4 月 15 日に福島県動物救護本部（以下「県救護本部」という。）を設置しました。県救護本部の体制は、福島県、郡山市、いわき市、社団法人福島県獣医師会、福島県動物愛護ボランティア会で構成されています。平成 24 年 5 月末までは、福島県食品生活衛生課内に事務局を置いていましたが、平成 24 年 6 月 1 日以降は、社団法人福島県獣医師会に事務局を移しています。

県救護本部は、現在（平成 24 年 9 月 30 日時点）も解散していません。

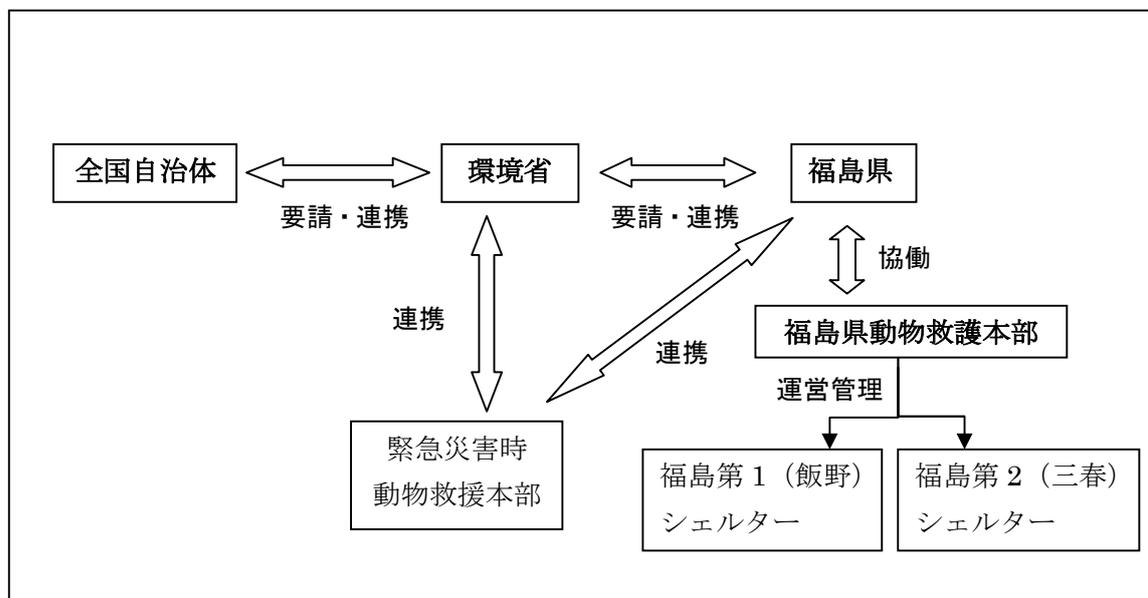


図 4 福島県動物救護本部の体制

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

福島県内の全 57 市町村（郡山市・いわき市を除く）のうち、少なくとも 25 市町村に 944 箇所の避難所（一時避難所 403 箇所、二次避難所 541 箇所）が設置されました。このうち、少なくとも 16 市町村の避難所において、ペット同行避難者が滞在していました。それぞれの市町村の避難所設置数、ペット同行避難者の滞在した避難所数、避難所におけるペットの飼養頭数は、表 54 の通りでした。

また、県で把握している避難所におけるペットの飼養頭数は、犬 355 頭、猫 79 頭、その他の小動物 14 頭（平成 23 年 4 月 5 日時点）でした。

表 54 避難所におけるペットの受け入れ（飼養）状況

	設置避難所数	ペット同行者の滞在 する避難所数	避難所での飼養頭数	
			犬	猫
福島市	74	数箇所	不明	不明
須賀川市	29	2	3	0
二本松市	27	2	不明	不明
桑折町	5	1	1	不明
川俣町	12	有	6	0
南会津町	不明	有	2	0
磐梯町	1	1	2~3	不明
湯川村	0	1	1	1
柳津町	1	1	3	不明
会津美里町	9	有	不明	不明
平田村	2	1	不明	不明
三春町	8	有	不明	不明
小野町	2	有	約 10	不明
檜葉町	18	有	不明	不明
浪江町	27 (一時避難所)	10 (一時避難所)	不明	不明
	226 (二次避難所)	極少数 (二次避難所)		
飯舘村	不明	有	不明	不明

※避難所数や頭数は常に変化しており、表中の数値はそれぞれの地域におけるある特定の時点の情報である。

※建物内へのペットの入室は不可とし、敷地内（屋外）または車中での飼養のみ認められていたケースも含む。

b. 条件・ルール

避難所でのペットの飼養に関して、少なくとも 10 市町村が条件やルールを設定しており、その内容はいずれも「ペットは避難所の建物内には入れず、屋外または車中で飼養する」というものでした。また浪江町では、犬に関しては鑑札及び狂犬病予防注射済票の確認も行っていました。

これらの条件・ルールの設定者は、避難所管理者、市町村の災害対策本部のほか、避難者同志で設定した場合など様々で、中には設定者が不明の自治体もありました。

また、設定の理由は、動物を苦手とする人やアレルギー保持者、乳幼児への配慮、衛生環境の保持や迷惑防止（鳴き声等）のため、が大半を占めていましたが、中には避難先が他市町村であり、施設に汚れや傷をつけるおそれがあったため、との理由も挙げられました。

c. 配慮・支援

福島県（行政）では、避難所を設置する市町村担当部署に対し、避難所における被災動物の収容のための要望数調査を行いました。また、福島県獣医師会は県救護本部の構成団体として、「被災ペット救済支援センター」を各支部単位に設置し、避難所の同行ペットの健康相談、治療、物資の供給を実施しました。さらに、避難所となったあずま総合運動公園（福島市）とビッグパレットふくしま（郡山市）には、ペットの飼養施設が設置されました。あずま総合運動公園の飼養施設は民間ペット業者が提供し、ビッグパレットふくしまについては福島県獣医師会が独自に支援したもので、テントを設置してその中にケージを搬入し、飼養は飼い主による自主管理としていました。



避難所（ビッグパレットふくしま：郡山市）の様子



避難所の応急ペット収容場所

[写真提供：福島県動物救護本部]



避難所（ビッグパレットふくしま：郡山市）のペット収容用テント



避難所（あづま総合運動公園：福島市）のペット収容スペース（左は当初、右は新設）



避難所（あづま総合運動公園：福島市）のペット収容スペース（新設）

[写真提供：福島県動物救護本部]

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

a. 箇所数・頭数

福島県内においては、全 57 市町村（郡山市・いわき市を除く）のうち少なくとも 17 市町村に仮設住宅が設置され、9 市町村にペット飼養可の仮設住宅がありました。仮設住宅におけるペットの飼養頭数は、犬 1,470 頭、猫 200 頭(平成 23 年 9 月末現在)でした。

b. 条件・ルール

大熊町では原則室内飼いとし、浪江町では他住民とのトラブル防止のためペットを同居してよい仮設住宅の区画を用意し、ペット飼養者へはそのエリア内の仮設住宅（ただし設計上特別な物はなく、通常の住宅と同様の設計）を案内しました。

また、須賀川市では、仮設住宅の入居募集時には、原則ペット禁止（盲導犬は除く）としていましたが、仮設住宅に避難している入居者で組織する自治会においてペットの飼養を認めれば、ペットの飼養も可能として取り扱うこととしています。

一方、川俣町ではペットの飼養については、自治会でルールを決定して管理できれば可能とし「応急仮設住宅で、犬、猫などのペットを飼養する場合は、自治会で決定したルールを守り、他人に不快な思いや迷惑をかけないようにしましょう。」と決めていましたが、実際に仮設住宅の自治会が創立された際には、入居者の総意でペットの飼養については認めないとの判断がなされました。

c. 配慮・支援

福島県（行政）は、仮設住宅を設置する市町村担当部署に対し、仮設住宅等においてペットと同居できるよう依頼文書を発送したほか、市町村を通じて、または福島県動物救護本部から直接ケージ等を配布しました。また、いくつかの市町村では、ペット飼養者に対しケージの貸出を行ったり、動物飼養のルールや飼養方法を啓発するチラシを配布したりしました。浪江町では支援物資として届いたペットフードやペット用品は各仮設住宅に配布しました。

また、県内 2 町村（富岡町、川内村）の仮設住宅敷地内（2 町村ともビッグパレットふくしま北口仮設住宅敷地内）の一角に、民間業者の寄付によるペット飼養施設が設置されました。これらは、仮設住宅の飼養スペースとしては比較的大きなもので、仮設住宅の一角にプレハブを設置し、ケージなどで住民が自主管理により飼養できるようにしたものでした。その他に、新地町では、ペット同居可の仮設住宅は、建設時から室内でペットと同居できるような設計とし、外にもペットブースがあるものとなっています。

なお、今後、仮設住宅で飼養されているペットに対する不妊去勢措置、マイクロチップの装着の助成等を予定しています。



仮設住宅におけるペットの飼養スペース



仮設住宅におけるペットの飼養スペース



仮設住宅敷地内の一角に設置されたペット飼養施設（郡山市）

[写真提供：福島県動物救護本部]

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

福島県においては、放浪・負傷動物の救護活動として、主に警戒区域内に残された被災ペット（犬及び猫）の保護活動を実施しました。具体的には、福島県独自の保護、環境省と連携した保護活動を実施しました。保護活動にあたっては、犬及び猫の保護収容や中継基地での住民からの情報収集等の人員として計 11 の自治体や緊急災害時動物救援本部、獣医師等に協力して頂きました。平成 23 年 5 月 10 日から始まった住民の一時帰宅に連動させ、帰宅した住民につながり止めてもらった犬や猫を保護回収する方法で行い、平成 23 年 5 月 10 日から 8 月 26 日までに犬 300 頭、猫 191 頭を保護しました。一巡目の一時帰宅が終了した後は、警戒区域内を巡回し、捕獲器等を用いた放浪動物の保護活動を実施しています。平成 24 年 9 月 30 日までに行政が警戒区域内から保護収容した数は、犬 439 頭、猫 456 頭です。

また、一時立入りに連動した保護以外に相双地方（相馬郡及び双葉郡）を管轄する地元の保健福祉事務所が中心となって、20～30km の区域内・外で放浪している犬の保護を実施していました。平成 24 年 9 月 30 日までにこれらの区域から保護収容した数は、犬 190 頭でした。

保護した犬及び猫は、福島県の各地区犬・ねこ保護管理センター（福島市、郡山市、白河市、会津若松市に設置）、福島県動物救護本部が管理する福島第 1 シェルター（所在地：福島市飯野町）、及び福島第 2 シェルター（所在地：田村郡三春町）に収容しました。

平成 23 年 3 月から平成 24 年 9 月までの各月に保護収容した頭数は表 55 の通りで、合計は犬 637 頭、猫 462 頭でした。

保護収容したペットについては、公示期間を延長したりホームページに掲載するなどして、飼い主探しを行いました。

表 55 福島県における放浪・負傷動物の保護頭数

	平成 23 年										平成 24 年									合計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
犬	23	43	79	188	100	33	25	23	43	17	17	16	20	3	0	1	0	4	2	637
猫	0	1	24	68	71	17	24	20	9	0	0	0	93	0	1	3	0	0	131	462



警戒区域内でのペットの保護活動

[写真提供：福島県]



警戒区域内での罨による保護

[写真提供：(一財) 自然環境研究センター]



【写真提供：福島県】



【写真提供：（一財）自然環境研究センター】



【写真提供：福島県動物救護本部】



【写真提供：（一財）自然環境研究センター】

警戒区域内で保護された犬

（ケ）動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

福島県では、動物救護施設として既存施設である各地区犬・ねこ保護管理センターを活用し、一方、福島県動物救護本部では、新たな救護施設として県内 2 箇所に臨時シェルターを設置し、環境省及び福島県が保護した犬や猫の収容体制を整備しました。1 つは平成 23 年 4 月 27 日に福島市飯野町に開設された福島第 1 シェルターで、もう 1 つは同年 9 月 14 日（10 月 1 日から本格稼働）に田村郡三春町に開設された福島第 2 シェルターです。福島第 2 シェルターの新設にあたっては、犬舎、猫舎とも個別収容とし、犬猫それぞれの習性や衛生管理、逸走防止等に配慮した設計となるよう工夫をしています。

また、保護活動の実施に伴い、シェルターの収容頭数が増加していたことから、平成 24 年度環境省事業により、福島第 2 シェルターの敷地内に犬猫 200 頭程度が収容可能なシェルターが増設されました。

a. 運営管理体制

福島第 1 シェルターは、物資の調達やスタッフの管理を行う事務管理担当と、犬チーム（チ

ーフ、スタッフ)、猫チーム(チーフ、スタッフ)のスタッフ及び動物の健康管理を行う専属獣医師1名で構成され、犬チームは給餌、給水、清掃、散歩等の犬の飼養管理を、猫チームは給餌、給水、清掃等、猫の飼養管理を行っています。福島第2シェルターもスタッフの構成は同様です。

シェルターの設置にかかる費用は、緊急災害時動物救援本部から配布された義援金から支出され、人件費や光熱水費、飼養管理費、物品購入費等の運営経費についてはこれに加え県救護本部に集まった義援金及び福島県緊急雇用創出事業による委託(福島第2シェルターに増設したシェルターについては主に環境省予算により運営)によりまかっています。また、必要な物資については、緊急災害時動物救援本部からの救援物資、個人・企業等からの救援物資のほか、義援金から購入しました。

b. 飼養管理状況

シェルターにおける総収容頭数は、犬637頭、猫462頭で、返還頭数は犬213頭、猫136頭、譲渡頭数は犬241頭、猫52頭となっています。

シェルター収容時における病気等の罹患状況は、犬では①皮膚疾患(疥癬、外傷など)、②内部寄生虫(条虫、回虫)とそれによる腸炎、③フィラリア症、ダニ、④栄養不良(低蛋白)の順に多く、猫では①内部寄生虫(条虫、回虫)とそれによる腸炎、②気管支炎、③皮膚疾患(ノミ・ダニ含む)、④FIV・FeLVキャリアの順でした。また、シェルター収容中は、犬は腸炎(ストレス、原虫、条虫、回虫、パルボ)、猫は①鼻気管炎、②泌尿器症候群、③角膜・結膜炎等の疾患、④内部寄生虫(条虫、回虫、マンソン裂頭条虫)の順に多く罹患していました。なお、シェルターでの収容中に犬19頭、猫32頭が死亡し、その理由は犬・猫とも「保護収容時に、もともと持っていたと思われる病気によるもの」、あるいは「保護収容時に負傷または衰弱していて回復しなかったもの」でした。

シェルターでは、収容動物の病気の発生・蔓延等を防ぐために、保護当日のワクチン接種・レボリューション接種(フィラリア、疥癬予防)、治療の実施、消毒の徹底(消毒槽の設置・スタッフ、ボランティア関係者や施設内要所での消毒の実施)、着替えの徹底、個別収容、病気が発生した時のための隔離部屋設置などの対応を行っています。

なお、保護収容個体の中には馴化していないものも多く、咬傷事故や逃亡の防止に関しては工夫が必要であったため、1頭ずつケージやクレート等で管理し、犬の出し入れはスタッフのみが行うようにしています。

c. シェルターの収容頭数の減少に向けた対応

福島県及び県救護本部では、シェルターで長期間飼養している犬猫を早期に家庭に戻すために、平成23年9月から11月にかけて一度、また、平成24年夏以降、飼い主が判明している犬猫の飼い主に電話連絡を行い、預かっている犬猫の現在の状況を説明するとともに、平成24年夏以降は、動物の預かりに関する契約書、所有権放棄に関する文書の発送を行い、飼い主の意思確認を進めています。飼い主への返還や新しい飼い主への譲渡では、動物を飼養できない仮設住宅等に入居した被災動物の飼い主への返還や、譲渡における譲受け希望者と譲渡対象動物のミスマッチ等が課題となっています。

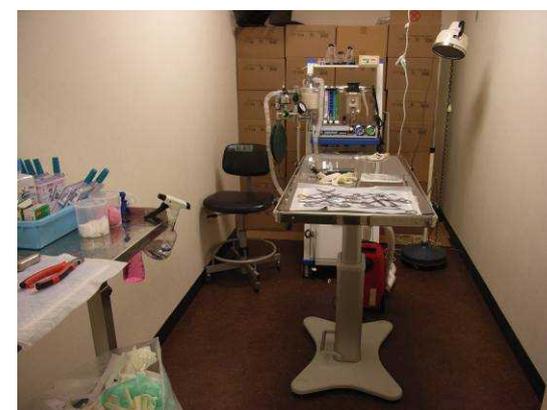


福島第1シェルターでの飼養の様子（福島市飯野町）

[写真提供：福島県動物救護本部]



福島第2シェルターでの飼養の様子（田村郡三春町）



福島第2シェルターの診療室（左）と手術室（右）

[写真提供：（一財）自然環境研究センター]

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

a. 返還

保護されたペット（犬 637 頭、猫 462 頭）のうち、犬 213 頭、猫 136 頭が元の飼い主に返還されました。また、福島県では、飼い主への返還が進むよう、電話や文書の送付により飼い主の意思確認を行いました。

b. 所有権放棄

保護されたペットのうち、犬 85 頭、猫 19 頭については飼い主の引き取りが困難となり、所有権放棄されました。飼い主が引き取れない理由としては、「仮設住宅でのペットの飼養が許可されていないため」が最も多く、次いで「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」、「避難所でのペットの飼養が許可されていないため」の順でした。

c. 譲渡

飼い主不明のペットについては、1 ヶ月間の公示期間の後、飼い主が現れない場合、譲渡対象としました。飼い主不明で譲渡対象となったペット及び所有権放棄されたペットのうち、犬 241 頭、猫 52 頭が新しい飼い主に譲渡されました。

福島県では譲渡を促進するために、ホームページへの掲載、各都道府県への譲渡協力依頼、イベントでの譲渡対象動物の紹介、他の地方獣医師会への譲渡協力依頼を行いました。また、譲渡にあたって、譲渡対象者には下記のような条件をつけています。

- 1) 福島県まで引取に来ること
- 2) 成人の方であること
- 3) 飼養するにあたり、同居する家族の同意が得られていること
- 4) 飼養環境が集合住宅もしくは借家の場合は、動物の飼養が承認されていること
- 5) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律などの関係法令を遵守し、愛情と責任を持って終生飼養できる方であること
- 6) 引き渡しの際に示す誓約事項を遵守できる方であること
- 7) 狂犬病予防法に基づく登録・注射の実施（犬の場合）
- 8) 避妊去勢等の繁殖制限の実施



譲渡会の様子 [写真提供：福島県動物救護本部]

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

福島県では、シェルター等に保護収容したペットの管理をしやすくし、不必要な繁殖を避けるため、不妊去勢措置を実施しました。基本的には全てのペットを対象としていますが、健康状態や年齢等で手術に適さないものや、飼い主から預かっているペットについては実施していない場合もあります。また、手術は福島第2シェルターで実施し、費用は県救護本部が負担しています。

なお、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対し、不妊去勢措置に係る助成制度は設けていません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

シェルター等に保護収容したペットについては、福島第1及び第2シェルターにおいて、狂犬病予防接種、混合ワクチン接種、ノミ・ダニ処置、フィラリア予防措置（狂犬病とフィラリアは犬のみ）を実施しました。ワクチン接種等に係る費用は、福島県獣医師会、県救護本部が負担しました。

なお、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対し、ワクチン接種等に係る助成制度は設けていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

シェルター等へ保護収容されたペット（犬 637 頭、猫 462 頭）のうち、収容時に何らかの所有者明示等がなされていたペットは犬約 360 頭、猫 35 頭でした。このうち所有者明示がなされていたのは、犬で鑑札の装着が 2 頭、狂犬病予防注射済票の装着が 1 頭のみで、これら以外は全て首輪（迷子札なし）だけの装着、猫については全て首輪（迷子札なし）だけの装着でした。したがって飼い主が判明したのは、鑑札または狂犬病予防注射済票の装着による所有者明示をしていた犬のみでした。

一方、福島県では保護収容した個体にマイクロチップの装着を行っています。装着は、シェルターの獣医師により行われ、全てのペットを対象としていますが、装着のタイミングは、基本的に譲渡を行う前としています。また、返還動物についても、飼い主の同意の上で、基本的には装着することとしています。

なお、マイクロチップ代は県獣医師会の負担とし、AIPO*への登録料は（公社）日本獣医師会の支援により無償となっているため、装着に係る飼い主負担はありません。

*用語解説参照。

(セ) ボランティアの活動状況

福島県においては、シェルター等の動物管理の補助を行うボランティアをホームページで募集し、福島県動物救護本部事務局が窓口となって参加を受け付けました。ボランティアの管理は福島県庁(食品生活衛生課)またはシェルターの事務スタッフが行っています。ボランティアは登録簿に登録の上、ボランティア保険に加入しています。



ボランティアによる犬の散歩(福島市飯野町)

[写真提供: 福島県動物救護本部]



ボランティアによるケージの清掃(田村郡三春町)

[写真提供: (一財) 自然環境研究センター]

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

動物救護活動に必要な物資については、災害時に備えてストックしていた物資を活用したほか、緊急災害時動物救援本部よりフード等の支援を受け、ケージについては環境省からの提供を受けました。

救援物資の中でも特にゴミ袋、フード、ケージ、猫砂、その他消耗品等が役に立ちましたが、また同時にこれらは不足している状況でもありました。他にも医薬品、新聞紙が不足していましたが、その一方で犬の服は要望に沿いませんでした。

救援物資は、保健福祉事務所職員等が避難所等を巡回し、避難所の窓口にフード等を配布したり、被災者から保健福祉事務所等にフードの支援依頼があった場合には、保健福祉事務所で配布しました。しかし、必要なものが必要な時になく、問題が解決した後に補充されるという問題点もありました。また、高齢犬、小型犬用などのフードの要望に対し、対応できないこともありました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金は、緊急災害時動物救援本部からの義援金の配布、県救護本部による義援金の募集、自治体の予算により確保しました。県救護本部による義援金の募集はインターネット、ポスター・チラシ、知人・ボランティア等のほか、募金箱用アイテムを作成したり、缶バッチの作成販売等を通じて行い、集まった義援金の総額は、平成25年1月現在、1億5800万円(緊急災害時動物救援本部から配布された義援金9,366万円を含む)となっています。これらの義援金は、県救護本部として行う活動やシェルターの設置、運営管理等に活用されました。義援金の総額及び支出の内訳はホームページに公表されています。

(チ) 広報・普及啓発活動

避難者に対する動物救護に関する広報・普及啓発活動は、避難所、仮設住宅、県外への避難者も含め、インターネット及び自治体の広報誌を活用して行いました。広報誌の活用は、情報を知りたい住民の多くが読むため、より多くの人々に周知することで効果的でしたが、反面、依頼から掲載までの時間がかかることや、掲載されない可能性があることが課題でした。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

福島県では、東日本大震災を踏まえ、地域防災計画の見直しを行い、同行避難をするための避難所等におけるペット対策（飼養場所の設置・ケージ等の支援）に関する記載、県獣医師会との連携、被災動物救護ボランティアの位置付け等に関する記載を追加しました。

また、発災以前から災害時に備えた備蓄を行っていましたが、今後も継続して保健福祉事務所にフード、ケージ、消毒薬等を準備しておく予定です。

動物救護活動全体について ～福島県からのコメント～

<特に対応に苦労した点>

- 福島第1及び第2シェルターの設置に係る資金の確保並びに設置場所の選定。
- 警戒区域の設定に伴う立入り制限による被災動物保護活動の制限。
- 警戒区域内の動物救護及びその処分に関する根拠法令について、関係省庁から十分な回答が得られなかったこと。

<特に今後必要と考える点>

- 動物の愛護及び管理に関する法律等に、大規模災害時の動物救護における国の関与の項目を設ける。また、ブロックごとの地域連絡会議等の開催や各自治体ごとの防災訓練（ペットとの同行避難訓練）及び机上訓練等の実施。
- 関係機関（国・県・市町村）及び関係団体（獣医師会・動物愛護団体・ボランティア団体）等との連携の強化。

⑥郡山市

(ア) ペットの被災概況

郡山市における震災発生以前のペットの飼養頭数は、犬 17,548 頭^{*1}、猫 23,678 頭^{*2}と推測されています。発災日の平成 23 年 3 月 11 日から 5 月 31 日の間に、震災による被災ペット及び通常捕獲として保護されたペットは、犬 82 頭、猫 3 頭でしたが、震災で死亡したり、飼い主と一緒に避難したペットの頭数は把握できていません。

^{*1} 狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数（平成 23 年 2 月 28 日時点）

^{*2} 132, 118 世帯×飼養世帯率 10.3%×平均飼養頭数 1.74（平成 23 年 3 月 1 日時点）。一般社団法人ペットフード協会の推定値を使用

(イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成 23 年 3 月 11 日	地震発生 逸走動物の保護
3 月 12 日	動物取扱業者・特定動物飼養者に対し、被害状況及び動物の逸走状況の確認開始（電話が不通のため、現地訪問にて確認を行った。）
3 月 17 日	全国からの救援物資の受け入れ開始
3 月 18 日	避難所への動物同行避難者に対し、救援物資の配布等の支援活動開始
3 月 20 日	乗り捨てられた車両内に放置された犬の救助
3 月 28 日	市内への避難者が仮設住宅でのペット飼養について関係市町村に情報提供
3 月 30 日	狂犬病予防法に基づく集合方式による犬の狂犬病予防注射の中止を決定し、動物病院での実施について広報開始 〔 町内会を通しての回覧及び市広報誌の配布を行い、4 月 12 日よりは 〕 テレビを通して広報を行った。
4 月 1 日	福島県が管理する大規模避難所（以下「大規模避難所」という。）への動物専用収容場所運用支援開始
4 月 9 日	大規模避難所での動物専用収容場所完成
4 月 15 日	大規模避難所外にテントによる動物飼養施設設営支援開始
4 月 24 日	郡山市獣医師会開業部会による健康相談支援
7 月 1 日	市内に避難してきている方の仮設住宅内にペット専用シェルター設置への働きかけ
10 月 7 日	上記の仮設住宅内のペット専用シェルターが完成し、使用開始

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

郡山市では平成 24 年度に災害時の動物救護について地域防災計画の改正を行いました。地方獣医師会等との協定締結は行っていません。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

郡山市では、現地動物救護本部等は立ち上げていませんが、福島県動物救護本部の構成団体となっています。

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

郡山市内には、市が運営する 105 箇所の避難所が設置されましたが、避難所 2 箇所において、犬 1 頭ずつ（計 2 頭）の同行避難がありました。

b. 条件・ルール

市が運営する避難所でペットを受け入れるにあたり、特に条件やルールは設定していませんでしたが、同行避難動物の糞尿処理に係る苦情に対し、動物病院や動物取扱業者における一時預かりの仲介を行い対応しました。

c. 配慮・支援

避難所でペットを飼養するにあたって、市（行政）ではペットフード等の物資の配布を行いました。

なお、郡山市内には、福島県が運営する 15 箇所の避難所が設置されており、このうち 7 箇所において犬猫あわせて 100 頭程度の同行避難ペットに対し、ケージ、ペットフード、ペットシート等の物資の配布を行いました。

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

郡山市（行政）では仮設住宅は設置していませんが、市内における福島県（行政）の借り上げ住宅での同行避難ペット、及び警戒区域等から避難した町村（川内村、富岡町等）が運営する仮設住宅でのペット飼養者に対し、ケージ、ペットフード、ペットシート等の物資配布を行いました。

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

郡山市では、被災した放浪・負傷動物については、保健所動物担当職員が当番制で巡回したり、通報対応に基づき保護活動を実施しました。保護したペットは、郡山市保健所（所在地：郡山市朝日）及び福島県中地区犬・ねこ保護管理センター（所在地：郡山市日和田）に収容しました。平成23年3月11日から平成24年9月までの各月に被災ペットの保護及び通常捕獲した頭数は表56の通りで、犬536頭、猫60頭でした。

また、被災ペットについては、飼い主を探す際に公示期間を平時と比較して長くしたり、市ホームページ等に掲載したり、ボランティアに依頼しブログ等への掲載を行いました。

表56 郡山市において保護された被災ペット及び通常捕獲頭数

	平成23年										平成24年									合計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
犬	28	24	30	17	21	41	26	27	26	25	28	25	21	26	45	30	36	34	26	536
猫	1	1	1	4	7	2	1	4	2	1	0	1	2	4	4	15	6	4	5	60

(ク) 飼い主からの一時預かり等

郡山市（行政）では、飼い主からのペットの一時預かりは受け付けていません。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

郡山市においては、放浪・負傷動物として保護したペットは、郡山市保健所及び福島県中地区犬・ねこ保護管理センターに収容しましたが、収容スペースが不足し、群管理としたために犬同士の争いによる負傷の問題が生じたため、犬の一部は動物取扱業者に預かってもらうなどの対応を行いました。

また、負傷したり病気にかかったペットについては、郡山市保健所や福島県中地区犬・ねこ保護管理センターのほかに、獣医師会所属の動物病院でも受け入れ、治療を行いました。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

a. 返還

行政で保護収容したペット（犬536頭、猫60頭）のうち、飼い主が見つかったのは犬320頭、猫5頭で、これらは全て飼い主に返還されました。また、飼い主への返還が進むよう、保護した犬の情報を元に、狂犬病予防法に基づく犬の登録情報を検索し、特徴の似た犬の飼い主へ電話確認及び現地確認を行いました。

b. 譲渡

保護収容したペットについては、1 ヶ月間の公示期間中に飼い主が現れない場合は飼い主不明として譲渡の対象としました。その結果、犬 130 頭（猫は 0 頭）が譲渡対象となりましたが、譲渡を推進するために市のホームページ等に掲載し、併せてボランティアによるブログやチラシを用いた広報等を行ない、全頭が新たな飼い主に譲渡されました。なお、獣医系大学との連携により、譲渡動物の健康管理や再しつけ等の支援を受け、成犬の譲渡に協力いただきました。

また、譲渡にあたっては譲渡対象者等に条件を付し、①1 年以内に不妊・去勢を実施すること、②県内に居住している方は講習会を受講すること、③犬については狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防法注射の実施、④猫については室内飼いとすること、を義務付けました。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

郡山市では、保護収容したペットに対し不妊去勢措置は実施していません。また、飼い主とともに避難したペットに対しても、不妊去勢措置に係る助成制度は設けていません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

郡山市では、保護収容した全ての犬・猫を対象に、ノミ・ダニ駆除を行いました。また、譲渡対象となった犬には、混合ワクチンの接種を行いました。

なお、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対する、ワクチン接種等に係る助成制度は設けていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

保護収容されたペット（犬 536 頭、猫 60 頭）のうち、収容時に何らかの所有者明示等がなされていたペットは、犬 68 頭、猫 0 頭でした。所有者明示の方法は、犬 64 頭が鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着で、犬 4 頭が迷子札の装着でした。

また、所有者明示等を全く装着していないペットのうち、犬 252 頭、猫 5 頭は、犬の登録情報を元に郡山市保健所が飼い主を探したり、飼い主からの申し出により返還されました。

なお、保護収容されたペットに対し、マイクロチップの装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

ボランティアについては、自己申請に基づき保健所で申込みを受け付け、3 人が譲渡対象動物の一時預かりに、4 人が物資の管理等のボランティアに従事しました。また 2 校の獣医系大学が再しつけを含む譲渡先探しを行いました。ボランティア保険等への加入は行いませんでした。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

動物救護に必要な物資は全国からの寄付により確保し、ボランティア等が避難所を回って、被災者からの要望により配布を行いました。支援物資のうち、特に役立ったものとしてはクレーンが挙げられますが、処方食は要望に沿いませんでした。また、物資の格納場所が不足し苦慮しました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

郡山市では、義援金の募集などによる資金の調達は行っていません。

(チ) 広報・普及啓発活動

被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動は、避難所や量販店等へのポスター・チラシ等の掲示、民間情報誌、インターネットを活用して行い、動物の特徴を捉えた写真を掲載するなどの工夫をしました。特に、量販店等の店頭へのチラシの掲示や民間情報誌が効果的でした。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

郡山市では、東日本大震災を踏まえ、仮設住宅での愛護動物への配慮及び避難所でのペットの受け入れ等について地域防災計画の見直しを行いました。現在、今後の災害に備えて物資の備蓄及び備蓄場所の確保について検討中です。なお、地方獣医師会との協定については、現在協議中です。

動物救護活動全体について ～郡山市からのコメント～

<特に効果的だった点>

- 物資の提供やボランティアの申請に柔軟に対応したこと。
- 保護した犬の情報を元に、狂犬病予防法に基づく犬の登録情報を検索し、似た犬の飼い主へ電話確認及び現地確認を行ったこと。

<特に対応に苦労した点>

- インターネット等の各種憶測情報に基づく、個人や団体からの殺処分等に関する問い合わせへの対応に時間を要したこと。

<今後、必要と考えられる点>

- 所有者明示の推進
- 飼い主が、同行避難するにあたり必要なしつけや備蓄等を行う等の意識の向上

⑦いわき市

(ア) ペットの被災概況

いわき市における震災発生以前のペットの飼養頭数は、犬 18,845 頭* (猫については不明) ですが、震災に伴う死亡頭数や飼い主と避難した頭数、保護された頭数等については不明です。

*平成 23 年 2 月末時点における実登録頭数

(イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成 23 年 3 月 11 日	発災直後より、苦情処理等で市内出張していた職員及び犬抑留施設並びに収容動物の安否確認。
3 月 14 日	市内の特定動物の安否及び逸走の有無の確認を実施。
3 月 29 日	市内に設置された避難所のうち避難者が 100 名を超える大規模避難所 11 箇所におけるペット動物の同行避難状況調査実施。
4 月上旬	飼い主が飼い犬を残したまま、場合によっては鎖を外し放した状態にして、市内外へ避難してしまっている事例が発生し、市民よりの捕獲要請が寄せられたため、犬による市民の生命、身体等への危害防止を図るとともに、置き去りにされた犬の生命を守る動物愛護の観点から、犬の捕獲業務体制等を強化。
4 月上旬	犬抑留施設の収容能力が限界に近づいたことから、動物愛護団体等における収容施設外一時預かり（団体譲渡）を開始。
4 月 11 日	環境省より保護収容のためのケージ等配付の照会があったため、必要数を要望。
4 月 25 日	市、社団法人福島県獣医師会いわき支部、動物愛護団体等により「いわき市動物救援本部」を設置。
5 月 6 日	環境省からの配付ケージ受領。
5 月 12 日	捕獲した犬の臨時的抑留機能に加え、市内に避難する飼い主自ら管理する前提での飼い主へ提供する飼養場所も兼ねた「いわき市ペット保護センター」を設置し共用開始。
平成 24 年 9 月 30 日	いわき市ペット保護センターは、緊急災害時動物救援本部及び全国各地よりの支援物資等を得ながら、現在も稼働中。

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

いわき市では、災害時の動物救護についての方針やマニュアル等の策定、地域防災計画への具体的な記載、地方獣医師会等との協定締結は行っていません。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

いわき市においては、東日本大震災の発生に伴い、被災動物の救援活動を行うため、平成23年4月25日に「いわき市動物救援本部」を設置しました。いわき市動物救援本部は、いわき市、社団法人福島県獣医師会いわき支部、いわき「犬猫を捨てない」会、社団法人日本愛玩動物協会福島県支部により構成され、いわき市が事務局を担当しています。また、同本部は平成24年9月30日時点においても、継続しています。

なお、いわき市は福島県動物救護本部の構成団体でもあります。

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

いわき市内に設置された避難所127箇所のうち避難者が100名を超える大規模避難所11箇所においてペットの同行避難状況を調査したところ、6箇所の避難所にペット同行の被災者が滞在していました（平成23年3月29日時点）。また、避難所での飼養頭数は、少なくとも犬17頭、猫10頭でした。

避難所でペットを受け入れるにあたって、条件等を設定したか否かは把握できていません。市（行政）では、避難所でのペットの飼養を支援するため、ペットフードなどの支援物資の配布を行ったり、スペースの確保できる避難所（学校の教室など）では、動物飼養者とそうでない人の区分を行うなどの配慮を行いました。

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

いわき市内に設置された仮設住宅は1地区のみです。動物愛護担当部局では、仮設住宅でのペットの飼養を可能とするために、仮設住宅の設置担当部局へ申し入れを行いました。ペットの飼養は許可されませんでした。

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

いわき市では、行政による放浪・負傷動物の保護活動を実施し、保護したペットは、いわき市犬抑留所（所在地：いわき市平）及び仮設の動物救護施設として設置した「いわき市ペット保護センター（所在地：いわき市内郷綴町）」に収容しました。実施にあたっては、犬の捕獲（収容）体制を強化し、臨時的な増員を行いました。平成23年3月から平成24年9月までの各月に保護した頭数は表57の通りで、合計で犬446頭、猫40頭ですが、震災の影響等により、通常よりも警戒心・攻撃性が強くなっている犬が多く、困難を要する捕獲が多々ありました。

また、公示期間を平時よりも延長し、飼い主からの行方不明情報との照合を行って飼い主

を探しました。

表 57 いわき市における放浪・負傷動物の保護頭数

	平成 23 年										平成 24 年									合 計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
犬	20	30	37	25	33	23	25	29	10	34	6	22	11	20	25	30	18	21	27	446
猫	0	2	4	2	2	4	5	6	3	1	1	1	0	0	1	2	1	2	3	40

※通常捕獲の頭数を含む。

(ク) 飼い主への飼養場所の提供

いわき市では飼い主等からの飼養場所提供の依頼を受け付け、飼養場所はいわき市ペット保護センターとしました。平成 23 年 3 月から平成 24 年 9 月までの各月の施設利用頭数は表 58 の通りで、合計は犬 46 頭、猫 27 頭でした。

また、施設利用にあたっては、飼い主との間で誓約書を交わしています。飼い主が飼養場所の提供を依頼する理由として最も多かったのは、「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」であり、次いで「仮設住宅でのペットの飼養が許可されていないため」、「ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」の順でした。

なお、施設運営にかかる費用はいわき市動物救援本部が負担し、その総額は 9,068,172 円でした。

現在（平成 24 年 9 月末時点）は、いわき市ペット保護センターの空きがなく利用希望者に対して断らざるを得ない状況にあります。また、被災者がペットと会えることで心が癒されること、ペットの世話をすることで活力を見いだせることもあるとの被災者支援の観点から、基本的にはペットの管理に毎日来てもらえるような設定で飼養場所の提供を行ってまいりましたが、預けたままになっている方もいるのが現状です。また、当初、施設の利用期間を 1 ヶ月としていましたが、利用者が避難者であり、その住環境の変化がないことから、利用の延長申請が繰り返されている状況にあります。

表 58 飼い主への飼養場所提供頭数（動物愛護団体への提供を含む新規利用）

	平成 23 年										平成 24 年									合 計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
犬	—	—	3	11	8	3	3	0	5	6	3	1	0	0	1	1	1	0	0	46
猫	—	—	2	1	10	1	0	0	1	0	2	4	1	1	1	0	0	0	3	27

※3,4 月は施設供用開始以前のため実績なし。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

いわき市では、飼い主不明で保護したペットや飼い主から飼養場所の提供依頼を受けたペットを保護収容する動物救護施設として、平成 23 年 5 月に新たに「いわき市ペット保護センター」を設置しました。同保護センターは厚生労働省が管理する約 500 ㎡の借用敷地に、コンテナハウス 6 棟及び 3 槽シンク 1 基を設置し、敷地に隣接する体育館より電源及び水源を確保しています。また、既存施設は保健所が有する犬抑留所として機能しました。

収容動物の管理を行うまでの流れは、①捕獲及び引取りにより既存の抑留施設に収容、②公示、③所有者が判明しない場合は譲渡適性判定、④譲渡候補となった動物にワクチン接種等の健康管理の実施、⑤小型犬～中型犬及び猫を動物救護施設にて管理、としました。

被災者飼養動物の収容の流れは、①飼い主が動物病院にてワクチン接種等の健康管理実施、②本市動物救援本部事務局（保健所）にて施設利用申請、③動物救護施設へ収容、④原則、毎日飼い主が動物救護施設へ行き、自身の動物の給餌等管理を行うこと、としました。



[写真提供：いわき市動物救援本部]



[写真提供：いわき市動物救援本部]



[写真提供：いわき市動物救援本部]



[写真提供：いわき市動物救援本部]

いわき市ペット保護センターでの飼養の様子

a. 運営管理体制

動物救護施設及びいわき市で保護した収容動物については、委託ボランティア団体からの2名と一般ボランティアが管理を行い、施設を利用する被災者は、収容動物を自身で管理することとしました。

動物救護施設の飼養管理スタッフは、常勤で1日（8時間）2名体制で犬猫の世話等を行っており、スタッフ3名が交代で勤務しています。また、収容している犬猫の健康診断、治療、不妊手術については、定期的に県獣医師会いわき支部がボランティア（無償）で実施しています。なお、動物救護施設の事務管理については、いわき市保健所の職員が事務局を担っています。

動物救護施設等の運営管理に必要な資金（動物救護施設設置費、飼養管理費、光熱水費、人件費等）については、緊急災害時動物救援本部からの義援金のほか、いわき市動物救援本部に集まった寄付金を活用しました。また、必要な物資については、緊急災害時動物救援本部からの支援物資のほか、ホームセンター等で購入しました。

b. 動物救護施設における飼養管理状況

動物救護施設におけるペットの収容可能頭数は、犬約20頭、猫約15頭ですが、市犬抑留所も含めた実際の総収容頭数は犬577頭、猫814頭でした。

通常よりも収容頭数が大幅に増加したことから、感染症の蔓延を防ぐためにワクチン接種を行う等、健康管理を徹底するとともに、清掃及び消毒を徹底して行いました。また、市犬抑留所においては個別収容ができる状態になかったため、できるだけ犬同士の相性を勘案して収容しましたが、闘争による負傷・死亡事故が何度か発生しました。

動物救護施設収容時の病気等（外傷含む）の罹患状況は、犬では多い順に出血（3頭）、骨折（3頭）、衰弱（2頭）、猫では衰弱（15頭）、出血（9頭）、起立不能（4頭）でした。一方、収容中の病気等の罹患状況は、犬では多い順に衰弱（37頭）、起立困難（2頭）、病名不明（2頭）でしたが、猫については特にありませんでした。

また、市犬抑留所及び動物救護施設への保護収容後、犬45頭、猫36頭が死亡しましたが、その原因として挙げられたのは、犬・猫とも多い順に、「保護収容時に負傷または衰弱していて回復しなかった」、「保護収容時に、もともと持っていたと思われる病気による」でした。

なお、元の飼い主に返還されたのは犬170頭（猫は0頭）、譲渡されたのは犬155頭、猫51頭でした。

c. 動物救護施設の閉所に向けた対応

いわき市は、被災地であるにも係わらず、東京電力（株）福島第一原子力発電所の周辺自治体から約24,000人が避難してきており、ペットと一緒に暮らせる賃貸住宅等が不足している状況にあります。しかし、飼養環境が整えば飼い続けたいと考えている避難者が多いことから、所有権放棄する避難者は多くありません。

また、収容頭数が多く、行政だけでは譲渡頭数を増やすことに限界があることから、地元の動物愛護団体や、全国の動物愛護団体に協力を得るなどして、譲渡を促進しました。しかしながら、震災から1年を経過した頃からは、特に成犬の譲渡が困難になってきています。

今回の災害は、原発事故の影響が大きく、原発周辺からの避難者の飼い犬・猫の受け入れ

を行っていることから、動物救護施設の設置期間を延長しており、動物救護施設の閉鎖時期を設定することが困難な状況にあります。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

a. 返還・所有権放棄

放浪・負傷動物として行政に保護されたペット（犬 446 頭、猫 40 頭）のうち、元の飼い主が判明したのは犬 170 頭（猫は 0 頭）で、飼い主に返還されました。

いわき市では、保護したペットについて飼い主への返還が進むよう公示期間を平時よりも延長し、飼い主からの行方不明情報との照合を行っています。

b. 所有権放棄

飼い主の引取りが困難となり、所有権放棄されたペットはいません。動物救護施設にペットを預けた飼い主がペットを連れ帰れない理由として最も多かったのは「ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」であり、次いで「仮設住宅でのペットの飼養が許可されていないため」、「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」となっています。

c. 譲渡

飼い主不明のペットについては、1 ヶ月間の公示期間中に飼い主が現れない場合、譲渡適性を判断したうえで、譲渡候補動物としました。その結果、譲渡対象となったのは犬 100 頭、猫 46 頭でしたが、被災地の動物を助けたいとの申し出があり、譲渡候補動物とならなかったものも含め犬 144 頭、猫 49 頭が新しい飼い主に譲渡されました。また、譲渡にあたっては、譲渡対象者は誓約書の遵守事項を誓約できる方に限定しました。

なお、いわき市では譲渡を促進するために、ホームページに譲渡動物情報として写真付きで掲載したほか、動物愛護団体等への譲渡を開始しました。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

動物救護施設に保護収容したペットのうち、飼養管理上支障をきたすものと判断した犬・猫について、不妊去勢措置を行いました。いわき市では、長期に渡り施設の収容能力の限界まで犬を保管しなければならなかったことから、犬同士の闘争（発情に起因したもの含む）や収容以前に妊娠していたと思われるもの、不慮の交配を防止する必要があるものについては、飼養管理上支障をきたすものと判断し、不妊去勢措置を実施しました。不妊去勢手術はいわき市保健所で実施し、手術費用は同保健所が負担しました。

なお、いわき市では避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対し、不妊去勢措置に係る助成制度を設けていません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

動物救護施設等に保護収容した全ての犬・猫（飼い主からの一時預かりを含む）を対象に、混合ワクチン接種、フィラリア予防措置、ノミ・ダニ処置（フィラリア予防は犬のみ）を行いました。これらのワクチン接種等は、いわき市保健所で実施し、費用は寄付により賄いました。

なお、いわき市では避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対し、ワクチン接種等に係る助成制度を設けていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

動物救護施設等に保護収容されたペットのうち、犬では、14頭が鑑札または狂犬病予防注射済票（鑑札のみ：2頭、狂犬病予防注射済票のみ：7頭、両方：5頭）を装着していましたが、残りの犬131頭と猫3頭はすべて首輪のみ（迷子札なし）の装着でした。

これらのうち、所有者明示をしていたことにより飼い主が判明したものは、鑑札及び狂犬病予防注射済票を装着していた犬14頭でした。また、首輪を装着していたもののうち、飼い主が判明した犬は82頭、猫で飼い主が判明したものはいませんでした。

なお、動物救護施設等に保護収容されたペットに対し、マイクロチップの装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

ボランティアについては、以前に実施した事業で関わりのあった愛玩動物飼養管理士を通じて、いわき市ペット保護センターの飼養管理を1団体、施設外一時預かり（団体譲渡）を6団体のボランティアに依頼しました。また、市内の大学の学生課に希望のあった学生を斡旋してもらい、いわき市ペット保護センターで収容されている犬の散歩等を依頼しています。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

動物救護活動に必要な物資は緊急災害時動物救援本部からの支援を受け、市職員が調査を兼ねて避難所に配布したり、いわき市ペット保護センターで利用しました。一方、発災直後の避難所の中には、人の物資が優先とのことで、避難所の統括者が支援フードの受け取りを断る避難所もありました。

支援物資のなかでは、おやつ（ジャーキー等）やサプリメントといった嗜好性の強いものより、多くのペットが消耗品として必要とするペットシートが不足しました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金については、緊急災害時動物救援本部からの義援金、独自に集めた義援金、自治体予算から確保しました。義援金の募集は特に行っていませんが、善意の申し出により集まった義援金の総額は 368,477 円でした。集まった義援金は、いわき市動物救援本部が行う救護活動及び動物救護施設の運営管理費等に充当しました。

なお、いわき市に設置した動物救護施設の利用者の多くが、原発周辺自治体から当市へ避難している方で、いわき市民の利用が少ないことから、当市及びいわき市ペット保護センターとして義援金を積極的に募集しにくい状況でした。

(チ) 広報・普及啓発活動

被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動は、避難所や仮設住宅における避難者も含め、インターネットを活用して行いました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

東日本大震災以前は、いわき市地域防災計画に災害時の動物対策についての具体的な記載はありませんでしたが、現在は具体的な災害対策について見直しを検討しています。また、発災以前は、動物救護活動に必要な物資の備蓄は行っていませんでしたが、今後の災害に備えて備蓄することを検討中です。

動物救護活動全体について ～いわき市からのコメント～

<特に効果的だった点>

県内では、福島県が2箇所仮設の動物救護施設を設置し、警戒区域から保護した犬・猫を収容しているところですが、当市は市内の獣医師会支部及びボランティア団体と共同で、平成23年5月から仮設の動物救護施設を設置し、東日本大震災によりペットとの同居等が困難である飼い主に飼養場所の提供を行ってきました。

家族や家屋を失った被災者の中には、ペットと一緒に暮らすことができなくなった方も少なからずおり、悲しみや喪失感を癒されることなく、心身共に疲弊していますが、当市の仮設動物救護施設にペットを預けている被災者は、散歩やケージの清掃等、飼い犬の管理を自ら行うこととなるため、結果的にペットに会えることで心が癒され、被災者の心のケアに役立っています。

<特に対応に苦労した点>

全国の動物救護施設が相次いで閉鎖されている中、継続稼働しているいわき市の動物救護施設について利用を希望する被災者が絶えない状況にあります。

施設を利用する被災者を対象とした調査の結果、全員が動物救護施設の存続を希望したこともあり、平成25年度も継続運用することとしています。施設利用者のほとんどが市民ではなく、当市にて避難生活を送る市外の住民であることも踏まえ、どの契機で施設を閉鎖すべきであるか等を考えているところです。

<今後、必要と考えられる点>

人によって、動物の命についての意識に温度差がある以上、避難所や応急仮設住宅等におけるペット同行を不可としたい意識は変化しないと思われます。

また、ペットに嫌悪を感じないものの、アレルギーなどの問題から、ペット同行を遠慮して欲しいと考える被災者もあると考えます。

避難所でのペット飼養場所の設定、備蓄フードや預かってもらえる知人の確保、多くの避難者が周辺にいても落ち着いていられるようしつけを行うなど、各々が有事に備えて平時から準備する必要があると思われます。

⑧茨城県

(ア) ペットの被災概況

茨城県においては、東日本大震災によるペットの死亡状況や飼い主との避難状況等については把握されておらず、詳細は不明です。なお、平成23年3月末日時点の茨城県内の犬の登録頭数は192,065頭でした。

(イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成23年 3月11日	地震発生。 関係機関及び職員に対する被害状況の確認。
3月14日	茨城県動物指導センターにおける通常業務を停止。咬傷事故及び特定犬徘徊等緊急対応のみとする。 県内市町村に対し避難所へのペット同行避難者の有無、支援の必要性の有無、物資供給の必要性の有無を調査。 特定動物飼養施設の被災状況等の確認。
3月17日	被災地域（高萩市）の状況確認
3月18日	（公社）茨城県獣医師会（以下「獣医師会」という。）と連携し、ペット動物の救済について連絡体制を構築。 市町村への調査結果及び獣医師会経由で開業獣医師からの要望を取りまとめ、緊急災害時動物救援本部へ物資の供給を依頼する。（犬用フード2,600kg、猫用フード2,600kg） 被災地域（神栖市、潮来市）の状況確認 避難所でのペット同行状況確認（保健所経由で電話にて）
3月23日	苦情処理業務再開
3月24日	支援物資到着。茨城県動物指導センターより、順次獣医師会及び市町村へ配布。 被災地域（北茨城市、日立市）の状況確認
4月14日	通常業務に戻る。

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

茨城県では、動物愛護推進計画（平成 20 年改定）において、“災害等緊急時の動物救護対策”として家庭動物の飼養者や動物取扱業者等における平時の対策を記載していました。また、動物救護活動が必要な場合に備えて、あらかじめ県及び獣医師会関係団体で構成する「県被災動物救済本部」を設置することを取り決めていました。

ただし、災害時の動物救護活動に関するマニュアルや物資の備蓄はなく、茨城県獣医師会等の関係機関との協定は締結していませんでした。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

茨城県においては、東日本大震災発生に伴う現地動物救護本部等は設置していません。

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 設置数・頭数

茨城県内における避難所の設置数は 171 箇所、県設置の避難所が 6 箇所、市町村設置の避難所が 165 箇所（全 44 市町村中 33 市町村で設置）でした。県設置 6 箇所のうち、1 箇所で犬 1 頭の同行避難があったことが把握されていますが、その他の避難所でも車中で飼養していた可能性は否定できません。

一方、市町村設置の避難所のうち、4 市町村（石岡市、常総市、高萩市、牛久市）でペット同行避難者の滞在が確認されました。石岡市では 10 箇所中 1 箇所（1 件）、常総市では 1 箇所で猫 1 頭（避難所設置数不明）、また高萩市では 2～3 名のペット同行避難者が滞在（設置避難所数は 14 箇所、頭数不明）していたことが分かっています。牛久市では 1 箇所の避難所を設置し、平成 23 年 3 月 18 日～4 月 28 日の間、福島県浪江市、いわき市他から避難した 10 世帯のペット同行世帯（犬 8 頭、猫 2 頭）を受け入れています。

なお、ペット同行避難者がいなかったと回答した市町村においても、猫を連れた避難者に対して受け入れ準備が整っていないため車内で飼養してもらうようにしたり、室内犬の同行者に対し、安全面・衛生面から入室を断ったなどの事例が報告されており、実際にはペットを同行して避難所に向かった避難者が存在していました。

b. 条件・ルール

県設置の避難所においては、ペットを受け入れるにあたっての条件・ルール等は、設定されていませんでした。一方、ペット同行避難者が滞在していた 4 市のうち、常総市では他の避難者から苦情が出ないように「ケージの中で飼うように」としていました。また、牛久市でも避難ペットの飼養は飼い主の責任であることから「ふん・尿・エサやりの始末は、飼い主が行う事。飼い主以外は、ペット避難所に立ち入らない事」とのルールを設定していました。

なお、高萩市の場合は、ルール等の設定については不明ですが、実態としては外につないでいたか、車の中に滞在していたというもので、石岡市の場合も石岡運動公園の館外につな

いでおくというものでした。

c. 配慮・支援

茨城県（行政）では、避難所におけるペットの飼養を支援するために、ペットフード、ケージの配布を行いました。

（カ）仮設住宅におけるペットの飼養状況

茨城県においては全 44 市町村のうち、16 市町村に仮設住宅が設置されました。このうちペット飼養可の仮設住宅が設置されたのは、日立市、高萩市、那珂市の 3 市でした。高萩市では民間住宅で 2 世帯がペット飼養可、那珂市については市が借り入れている民間住宅の一部（1 箇所）がペット飼養可となっており、犬 1 頭が飼養されています。日立市においては、市営については原則禁止となっていますが、民間借り上げの住宅については各管理者の方針によることから、詳細は不明です。

この他に、龍ヶ崎市と常総市ではペット飼養可の仮設住宅は設置していないものの、被災者が自らペット同居可の民間賃貸住宅を探し出して、これを市が仮設住宅と認定して借り上げるという対応が行われた事例があります（いずれも犬 1 頭の飼養）。また、美浦村でもペット同居希望の場合には、ペット同居可の仮設住宅を借り上げて提供し、5 頭の犬が飼養されています。

（キ）放浪動物・負傷動物の救護活動

茨城県では、震災による放浪・負傷動物に対して、行政として特別な保護活動は行っていないませんが、通報があった場合には茨城県動物指導センター（所在地：笠間市）で対応し、保護収容しました。平成 23 年 4 月 14 日には通常業務を再開しており、3 月 11 日～4 月 13 日までの保護収容頭数の合計は犬 247 頭、猫 104 頭でした。ただし、これらの中には通常捕獲の犬・猫も含まれているため、被災ペットの保護収容数は不明ですが、震災に関連していると考えられる数十頭（60 頭以上）については公示期間を通常より延長（最大 22 日間の抑留）して、飼い主を探しました。

表 59 茨城県における放浪・負傷動物の保護収容頭数

	平成 23 年		合計
	3 月	4 月	
犬	120	127	247
猫	62	42	104

※平成 23 年 4 月 14 日に通常業務を再開したため、3 月 11 日から 4 月 13 日迄の頭数。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

茨城県では、飼い主からの一時預かり依頼を受け付け、動物愛護推進員やボランティア団体を預かり先としました。また、一時預かりにあたっては、飼い主とボランティアの間で「動物の一時保管依頼者誓約書」を取り交わし、ボランティアは茨城県との間で「動物の一時保管ボランティア誓約書」を取り交わしました。実際に一時預かりを行ったのは、平成 23 年 7 月に受け付けた犬 1 頭のみで、一時預かりは無料で行い、必要な費用については預かり先が負担しました。

飼い主が一時預かりを依頼した理由は、相談のみの場合も含めて、ペット飼養が認められていない住居に移ったことによるものでした。

なお、預かり期間が不明（長期）の場合の預かり先の確保が困難であることや、大型犬の預かり先が少ないことが課題となりました。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

a. 運営管理体制

茨城県では、既存の茨城県動物指導センターを動物救護に係る連絡調整、動物の保護収容活動及び保護施設として活用し、新たな動物救護施設は設置していません。運営管理にあたっては、センター長以下、獣医師、事務管理者等、通常の動物指導センター職員で対応し、飼養管理は平常時から委託している民間業者が行いました。いずれのスタッフも常勤であり、運営管理に必要な資金についても県の通常予算内で対応しています。ただし、必要な物資については、ペットフードは緊急災害時動物救援本部からの救援物資、ケージは環境省からの救援物資、事務用品、医薬品等は茨城県動物指導センターの物資を使用しました。

b. 飼養管理状況

茨城県動物指導センターでは、平成 23 年 3 月 11 日～4 月 13 日に合計犬 247 頭、猫 104 頭を保護収容し、犬 14 頭が元の飼い主に返還され、犬 73 頭と猫 36 頭が新たな飼い主に譲渡されました（ただし、通常の収容犬・猫との区別はしていません）。保護収容時及び収容中の病気や外傷の状況については不明ですが、断水で清掃が十分にできなかったため、飼養管理にあたっては消毒を徹底して行い、収容中に死亡したペットはいませんでした。

また、収容動物を減らす対策として、譲渡の促進に努めました。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

a. 返還

放浪・負傷動物として保護収容されたペット（犬 247 頭、猫 104 頭）のうち、飼い主が判明したのは犬 14 頭で、これらは全て元の飼い主に返還されました。しかし、猫については、飼い主が判明したものはありませんでした。

また、一時預かり中の犬 1 頭については、まだ返還に至っていません。

b. 所有権放棄

被災したことにより飼い主がペットを飼養し続けることが困難となり、直接、茨城県動物指導センターに引き取りを依頼し所有権が放棄されたペットは犬 6 件 6 頭（猫は 0 頭）でした。そのうち、福島からの避難者によるものが 3 件ありました。

c. 譲渡

飼い主が判明しない被災ペットについて、延長した公示期間中（最長 22 日）に飼い主からの申し出がない場合には飼い主不明として扱い、譲渡の対象としました。その結果、犬 73 頭、猫 36 頭が新しい飼い主に譲渡されました。ただし、被災ペットと通常の収容犬・猫との区別はしていません。

また、所有権放棄された犬 6 頭のうち、2 頭が新しい飼い主に譲渡されました。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

茨城県では、茨城県動物指導センターに保護収容したペットに対する不妊去勢措置や、避難所や仮設住宅に飼い主と避難しているペットに対する不妊去勢費用の助成等はありません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

茨城県動物指導センターに保護収容したペットのうち、譲渡対象の犬に対しては混合ワクチンの接種を行いました。ワクチン接種は県動物指導センターにおいて同センター職員が行い、1 頭当たりの費用（実費 1,000 円程度）は県費で負担しました。

なお、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対し、ワクチン接種等に係る助成制度は設けていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

茨城県動物指導センターに保護収容したペットの所有者明示等の装着状況については不明です。また、同センターに保護収容したペットに対するマイクロチップの装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

ボランティアについては、動物愛護推進員に協力を要請して協力可能者を募り、一時預かりの人員として個人 10 名、1 団体を確保しました。ただし、実際には一時預かり依頼は 1 件のみであったことから、ボランティアへの依頼は行いませんでした。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

動物救護活動に必要な物資は、緊急災害時動物救援本部に依頼して確保しましたが、餌や水は不足している状態でした。支援を受けた物資は、茨城県動物指導センターから物資を必要としている市町村に配布すると共に、県獣医師会へ提供しました。さらに開業獣医師への物資の配布は県獣医師会に依頼しました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

茨城県では、動物救護に関する資金の調達は特に行っていません。

(チ) 広報・普及啓発活動

茨城県では、被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動（飼い主不明のペットの保護情報や避難所等における適正な飼養管理等）は特に行っていません。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

茨城県では東日本大震災を踏まえ、平成 24 年 3 月、茨城県地域防災計画内に“愛玩動物の保護対策”を位置づけ、さらに平成 24 年 12 月には、“茨城県災害時愛玩動物救護ガイドライン”等を策定し、より実効性のあるものとなりました。

地域防災計画には「避難所でのペットの受け入れ」に関する記載を追加し、基本的事項として「災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。」としています。

また、同行避難については、「災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、県は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう市町村等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。」としています。さらに、避難所における動物の適正飼養に係る措置として、「市町村は自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、県は、関係機関等と協働して適性飼養の支援に努める。」としています。

また、震災当時は動物救護に必要な物資の備蓄は行っていませんでしたが、震災後は今後の災害に備えて、県動物指導センターにてランニングストック形式で、ドライフード約 300Kg、缶詰フード 140Kg、犬・猫用ケージの備蓄を開始しています。

動物救護活動全体について ～茨城県からのコメント～

<特に対応に苦労した点>

- 断水のため、収容施設の衛生確保に苦慮したこと。
- 預かり期間が不明（長期）の場合や大型犬の預かり先が少ないこと。

<今後、必要と考えられる点>

- 市町村との協力体制の構築
- 避難場所での動物飼養場所の確保
- ペットへの所有者明示の徹底
- 県民への情報周知方法の検討（インターネットが利用できない場合の周知方法の検討）
- 必要と想定される物資の備蓄
- 災害作業車の燃料確保
- 動物愛護推進員、ボランティア団体等との協力体制の構築
- あらかじめ動物救護施設候補地を選定・確保することは困難であり、仮に動物救護施設を立ち上げても閉鎖は非常に困難となることが予測されることから、収容動物の譲渡先確保が大きな課題。

⑨栃木県

(ア) ペットの被災概況

栃木県内で飼養されていたペットにおいて、被災したペットはいませんでした。なお、東日本大震災以前の平成22年3月31日時点では、狂犬病予防法に基づく犬の登録数は120,253頭（宇都宮市を含む）でした。

(イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成23年 3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び職員に対する被害状況の把握 ・特定動物飼養施設へ、動物の逸走がないかどうか確認
3月22日	各避難所へ、ペット同行避難者の有無及び、ペットに関する問題の有無を確認
3月23日	県、宇都宮市、(社)栃木県獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会栃木県支部で今後の対応を協議し、災害時避難動物等対策班を立ち上げ、連携してペット同行避難者へ対応を行うことを確認
3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時避難動物等対策班（県、宇都宮市、(社)栃木県獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会栃木県支部）の立ち上げ ・市町村に対し、避難所におけるペット同行避難者の調査及び情報提供（動物病院・ペットホテルリスト配布）、相談窓口の周知を依頼 ・県設置の避難所へは県動物愛護指導センターが巡回（H23.3.29～）
4月18日、 19日	避難者が一次避難所から二次避難所（ホテル・旅館等）へ移転するために一次避難所で実施された意向再確認調査の中で、ペット同行避難者に対してペットに関する相談を実施
4月21日	災害時避難動物等対策班会議を開催、これまでの対応状況について情報交換、引き続き対応を行うことを確認
平成24年 5月21日	<p>災害時避難動物等対策班会議を開催、これまでの対応状況について情報交換</p> <p>平成24年4月以降新たな相談がないことから、災害時避難動物等対策班の活動を休止することを決定</p>
5月31日	災害時避難動物等対策班による活動を休止

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

栃木県では、東日本大震災発生以前より動物救護活動が必要な場合に備えて、あらかじめ動物救護活動の拠点とする施設を、栃木県動物愛護指導センターとすることを取り決めていました。

ただし、地域防災計画等に災害時の動物救護活動に関する記載はなく、動物救護活動マニュアルの策定や動物救護に必要な物資の備蓄は行っていませんでした。また、県獣医師会等の関係団体との協定は締結していません。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

栃木県では、平成23年3月29日に災害時避難動物等対策班が設置されました。構成団体は、栃木県、宇都宮市、社団法人栃木県獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会栃木県支部で、栃木県動物愛護指導センターが事務局を担っています（図5）。

なお、平成24年4月以降、新たな相談がないことから、5月31日より同対策班の活動は休止しています。

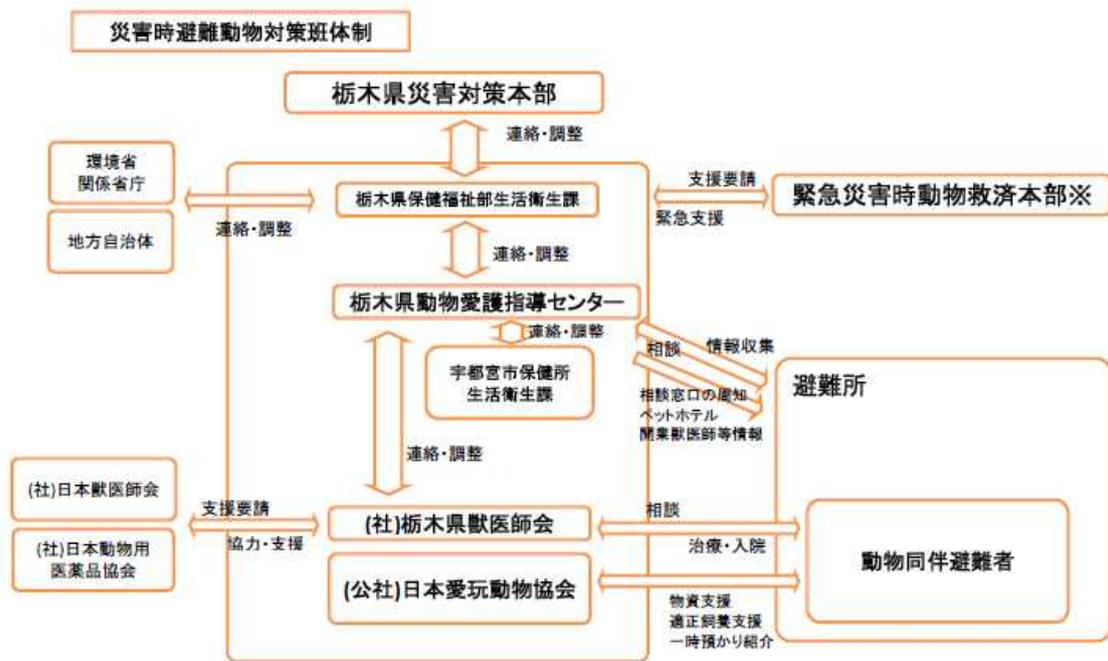


図5 栃木県における災害時避難動物対策班の体制

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

栃木県では、全 26 市町村のうち 13 市町村において 33 施設（平成 23 年 4 月 8 日現在）の避難所が設置されました。このうち、少なくとも 6 市町（足利市、栃木市、小山市、さくら市、高根沢町、那須町）の 15 施設にペット同行避難者が滞在していました。足利市と栃木市では、それぞれ 2 箇所の避難所のうち 1 箇所（平成 23 年 3 月 30 時点）で犬 2 頭ずつ、小山市では 1 箇所で（設置も 1 箇所）犬 3 頭と猫 1 頭（平成 23 年 4 月 7 日時点）、さくら市では 5 箇所中 1 箇所で犬 2 頭、高根沢町では 10 箇所中 2 箇所で犬 1 頭ずつ、那須町では 3 箇所中 2 箇所で犬 5 頭（猫は不明）が飼養されていました。

b. 条件・ルール

高根沢町では、高根沢町災害対策本部が施設状況（係留・飼養場所の確保困難）や衛生面、また人によっては動物が苦手など価値観の違いを考慮し、総合的に判断したうえで、「ペットは避難所屋内ではなく、避難所屋外で飼養する。」ことを決定し、係留場所を確保しました。また、那須町では 3 箇所のうち 1 箇所では施設の利用要件に従ってペットは外につないでもらうこととし、もう 1 箇所では他の避難者への影響や衛生面の管理から、避難所担当者が避難所建物外での飼養とすることとしました。

c. 配慮・支援

県（行政）は、避難所におけるペットの飼養を支援するために、（公社）日本愛玩動物協会栃木県支部による支援物資の提供、ペット相談を実施しました。また、被災者同行のペットの数の報告、相談窓口の周知、動物病院及びペットホテルリストの避難所への配布等について、避難所を設置する市町村担当部署と連携・調整を図りました。

また那須塩原町では、主に福島県からのペット同行避難者に備えて、県内の動物病院、ペットホテルのチラシなどを用意して避難者に対する支援を行いました。



（社）栃木県獣医師会及び（公社）日本愛玩動物協会栃木県支部による二次避難所におけるペット相談及びワクチン接種



飼い主と共に二次避難所へ避難したラブラドルレトリバー

[写真提供：栃木県]

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

a. 箇所数・頭数

栃木県では、全 26 市町村のうち 4 市町が仮設住宅を設置し、このうち、小山市と那須烏山市の 2 市にはペット飼養可の仮設住宅が設置されています。小山市では 22 地区に設置した仮設住宅のうち全てを、また那須烏山市は 1 地区（設置も 1 地区）でペット飼養可としています。ただし、両自治体とも実際の飼養頭数については把握していません。

b. 条件・ルール

小山市では仮設住宅でのペット飼養に関する条件やルールは特に設定していません。一方、那須烏山市では、当初はペット同居を禁止していましたが、入居者の要望が強かったため、ペットの飼養については入居者同士で決めるようにしており、他の入居者の同意を得られれば飼養は可能となっています。

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

栃木県では、行政による放浪・負傷動物の保護活動は実施していません。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

栃木県では、飼い主からの一時預かり依頼を受け付け、預かり先は（公社）日本愛玩動物協会栃木県支部が募集したボランティア宅としました。なお、災害時避難動物等対策班としての活動が平成 24 年 5 月 31 日で終了したため、一時預かりについても 5 月 31 日で受付終了となりましたが、対策班休止後も新たな依頼があれば検討することとしました。

平成 23 年 3 月～平成 24 年 9 月までの間の各月に一時預かりを受け付けた頭数は表 60 の通りで、合計は犬 5 頭、猫 2 頭でした。

一時預かりにあたっては、緊急災害時動物救援本部の契約書等を使用して、飼い主との間で取り決めを交わしました。飼い主が一時預かりを依頼する理由として最も多かったのは「ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」で、次いで「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」でした。

表 60 栃木県における飼い主からの一時預かり頭数

	平成 23 年										平成 24 年									合計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
犬	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
猫	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

栃木県では、新たな動物救護施設は設置していません。

(コ) 飼い主への返還状況、新しい飼い主への譲渡

飼い主から一時預かりを行った犬 5 頭、猫 2 頭は、全て元の飼い主に返還されました。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

栃木県では、飼い主から一時預かりしたペットへの不妊去勢措置や、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対する、不妊去勢措置に係る助成は行っていません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

栃木県では、飼い主から一時預かりしたペットへのワクチン接種等や、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対する、ワクチン接種等に係る助成は行っていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

栃木県では、飼い主から一時預かりしたペットへのマイクロチップ装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

ボランティアの募集・受け入れについては、(公社)日本愛玩動物協会栃木県支部が集約することとし、県にボランティアの希望が寄せられた場合には、(公社)日本愛玩動物協会栃木県支部へ連絡し、その後、同支部からボランティア希望者に連絡をとる体制で受け入れを行いました。

一次預かりは延べ 67 人、シェルター等の飼養管理は延べ 28 人、支援物資運搬は延べ 18 人に依頼しました(人数は希望者数であり、実際には従事しなかった者も含む)。なお、一時預かりボランティア希望者は多数いましたが、実際にマッチングをすると、すでに犬を飼っていたり、場所の問題で預かりとまらない事例もありました。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

動物の救護活動に必要な物資については、緊急災害時動物救援本部から(公社)日本愛玩動物協会栃木県支部へ送られた支援物資を同支部が避難所へ配布しました。各避難所でどのような物資が不足しているかという情報を集めることに労を要す一方で、必要な物資が必要な避難者へ届かない可能性があることが課題となりました。実際の支援物資の中では、ペットのサイズに合わない首輪は要望に沿いませんでした。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

栃木県では、動物の救護活動に必要な資金の調達は特に行っていません。

(チ) 広報・普及啓発活動

被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動（飼い主不明のペットの保護情報や避難所等における適正な飼養管理等）は、市町村に協力を依頼しながら、インターネットを通じて行いました。しかし、全てのペット同行避難者へ情報が行き届かない可能性があることが課題となりました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

栃木県では、東日本大震災を踏まえて地域防災計画を見直し、飼い主の役割の追加、動物救護本部の設置、動物愛護推進員の役割の追加、ボランティアの募集についての記載を追加する予定です。

また、震災当時は、動物救護に必要な物資の備蓄は行っていませんでしたが、今後の災害に備えた備蓄について検討しているところです。



2012 とちぎ動物愛護フェスティバル会場における震災関連展示コーナーの様子

[写真提供：栃木県]

動物救護活動全体について ～栃木県からのコメント～

<特に効果的だった点>

本県は動物愛護行政の拠点が動物愛護指導センター1箇所であるため、県内全ての避難所を巡回することが困難である上、通常の業務をこなさなければなりません。

東日本大震災では、相談窓口を動物愛護指導センター1箇所に集約し、市町村、栃木県獣医師会及び（公社）日本愛玩動物協会栃木県支部の役割分担を決め、対応を行ったことが効果的でした。

<特に対応に苦労した点>

- 避難所のペット関連の情報を収集すること。

<今後、必要と考えられる点>

- ボランティアの活用
- 資金調達の仕組みの確立

⑩千葉県

(ア) ペットの被災概況

千葉県におけるペットの被災状況については、被災地（旭市）で首輪が抜けた痕がある犬1頭を保護した事例がある他は、詳細について把握されていません。

なお、平成22年12月末現在の千葉県内の犬の登録原簿保有数（千葉市、船橋市、柏市を含まない）は249,238頭でした。また、平成20年度「愛玩動物の飼養のあり方に関する調査研究（飼養実態調査）」に基づくと、飼い猫の飼養頭数は465,055頭となっています。

(イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成23年 3月11日	地震発生
3月12日	緊急災害時動物救援本部事務局（財団法人日本動物愛護協会）から、千葉県の被災状況の照会と動物救護に関して支援をする旨の連絡あり。
3月15日	千葉県動物愛護ボランティアへ、被災動物の一時預かり協力の依頼
3月16日	<p><関係団体等の対応状況></p> <p>①（社）千葉県獣医師会</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物救護センターの医療班として、被災動物（県を通して、一時預かりした被災動物を含む）については、獣医師会印旛支部が無償で応急治療を行う。常駐ではなく、傷病動物があった場合に佐倉市のO動物病院が窓口となる。 匝瑳市のI動物病院が、負傷動物救護事業の範囲内で無償の治療を内諾。 （社）日本獣医師会や業者から寄付されるフードがあれば動物愛護センターに送る。 香取市周辺で被災動物の疾病治療の要請があった場合は、H動物病院が窓口となり、無償で応急処置を行う。 <p>②千葉県飼鳥獣商組合</p> <ul style="list-style-type: none"> 無償で提供可能なフードやリード等があれば動物愛護センターに送る。 被災動物の一時預かりが可能な組合員を募る。 <p>③（財）千葉県動物保護管理協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力できるボランティアがあれば知らせる。 ケージ等が多少あるので、貸し出し可能。 <p>④（社）日本愛玩動物協会千葉県支部</p> <p>本部の役員の指示待ち中。</p> <p>⑤千葉県動物愛護ボランティア</p> <p>10名から一時預かり可との回答あり。うち3名（犬3頭）と1名（猫2頭）については自車での送迎可能。</p>
3月17日	災害時動物救護活動マニュアルに基づき、千葉県動物救護本部及び千葉県動

	<p>物救護センターを設置。</p> <p>旭市（4カ所）、香取市（1カ所）の避難所に被災動物の支援に関する掲示を依頼。</p> <p>千葉県動物愛護ボランティア13名協力可能。（ボランティア登録者135名）</p>
3月22日	<p>緊急災害時動物救援本部へ動物救護活動に使用する物資の支援要請（ドッグフード、キャットフード、ペットシート、ケージ、リード、鎖）</p> <p>○（仮称）広域避難民を受け入れるためのインフォメーションセンターを設置する予定（21日投げ込み）。市町村が開設した避難所、民間ホテル、県有施設の空き情報等をHP掲載</p> <p>○いわき市生活衛生課から無料一時預かりについて問い合わせがあり、現時点では預かっていない旨を回答。</p> <p>○日本動物愛護協会から電話</p> <p>3月25日にドッグフード、キャットフードが400kg動物愛護センター（富里）に届く予定。</p>
3月23日	<p>動物愛護センターから、旭市三川（旧飯岡町の海岸周辺）で首輪が抜けた痕のある犬の保護情報あり。旭市三川は、被災した旭市（旧飯岡町）の海岸に近いことなどから、通常の捕獲犬と分けて、動物愛護センター（救護センター）に収容することとした。（特徴：黒 ラブ雑 メス 中）</p>
3月24日	<p>被災動物への支援活動を拡大</p> <p>岩手県、宮城県、福島県から避難してきた方の飼養動物への支援</p>
3月25日	<p>千葉県飼鳥獣商組合の紹介で、マースジャパンリミテッドからフードの提供</p>
3月30日	<p>千葉県動物救護本部で、動物救護活動に対する寄付の受入れを開始する。</p>
4月13日	<p>千葉県動物救護本部ボランティア登録要領を策定し、ボランティア登録を開始。（千葉県動物愛護ボランティア以外に、新たに1名登録）</p>
10月19日	<p>千葉県動物救護連絡会の設置</p> <p><構成団体等></p> <p>社団法人千葉県獣医師会</p> <p>財団法人千葉県動物保護管理協会</p> <p>社団法人日本愛玩動物協会千葉県支部</p> <p>千葉県飼鳥獣商組合</p> <p>千葉県（千葉県健康福祉部衛生指導課）</p> <p>千葉市（千葉市保健福祉局健康部生活衛生課）</p> <p>船橋市（船橋市動物愛護指導センター）</p> <p>柏市（柏市保健所生活衛生課）</p>
10月28日	<p>衛第1353号により災害時における動物救護活動の協定締結について、各市町村長あて通知</p>
11月22日	<p>第1回千葉県動物救護連絡会の開催</p>
平成24年 1月31日	<p>千葉県動物救護本部の解散</p>

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

a. 方針・地域防災計画

千葉県では、東日本大震災発生以前より、災害が発生した場合に備えてペットとの同行避難及び避難所におけるペットの受け入れ方針を『千葉県地域防災計画』（風水害等編）（震災編）及び『災害時における避難所運営の手引き』の中で定めていました。

『千葉県地域防災計画』では、「市町村は、ペットとの同行避難に備えて、『災害時における避難所運営の手引き』を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。」と記載されています。

また、『災害時における避難所運営の手引き』では、「避難者は、できる限り飼養しているペットは同行避難することとし、自宅に置き去りにしないことが大切です。」とされ、避難所におけるペット対策の必要性、避難所におけるペット収容の問題点（衛生面、鳴き声等の騒音面、糞尿の処理、臭い等）、避難所におけるペットの効用、避難所におけるペット対策の考え方（収容場所の決定、給餌等の世話に関するルールの決定）、他の支援団体等への要請、ペットの救護活動について記されています。

b. マニュアルの策定

震災発生以前より『災害時動物救護活動マニュアル』を策定していたほか、災害時に動物救護活動が必要な場合に備えて、動物救護活動の拠点とする施設をあらかじめ取り決めており、拠点施設は動物愛護センター、動物愛護センター東葛飾支所、及び被災場所により設置を検討することとしていました。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

千葉県では、平成 23 年 3 月 17 日に千葉県動物救護本部（以下「県救護本部」という。）が設置されました。構成団体は、社団法人千葉県獣医師会（本部）、財団法人千葉県動物保護管理協会（監事）、千葉県飼鳥獣商組合（副本部）、千葉県健康福祉部衛生指導課生活衛生推進室（事務局）でした。（図 6）

また、県救護本部の設置と同時に下部組織として動物救護センターも設置され、同センターの構成団体は、社団法人千葉県獣医師会、財団法人千葉県動物保護管理協会、社団法人日本愛玩動物協会千葉県支部、千葉県飼鳥獣商組合、千葉県（千葉県動物愛護センター）、千葉市（千葉市動物保護指導センター；被災地に千葉市が含まれる場合）、船橋市（船橋動物愛護指導センター；被災地に船橋市が含まれる場合）、柏市（柏市保健所生活衛生課；被災地に柏市が含まれる場合）の職員並びにボランティアとなっています。

なお、同本部は、平成 24 年 1 月 31 日に解散しましたが、これは新たな支援要請がないことと、被災動物への支援物資及び義援金の取扱いについて、千葉県動物救護連絡会において協議・決定したことにより判断されました。なお、解散時にボランティアが一時預かり中であった猫に対する支援は解散後も継続し、そのまま預かり者へ譲渡されることになりました。

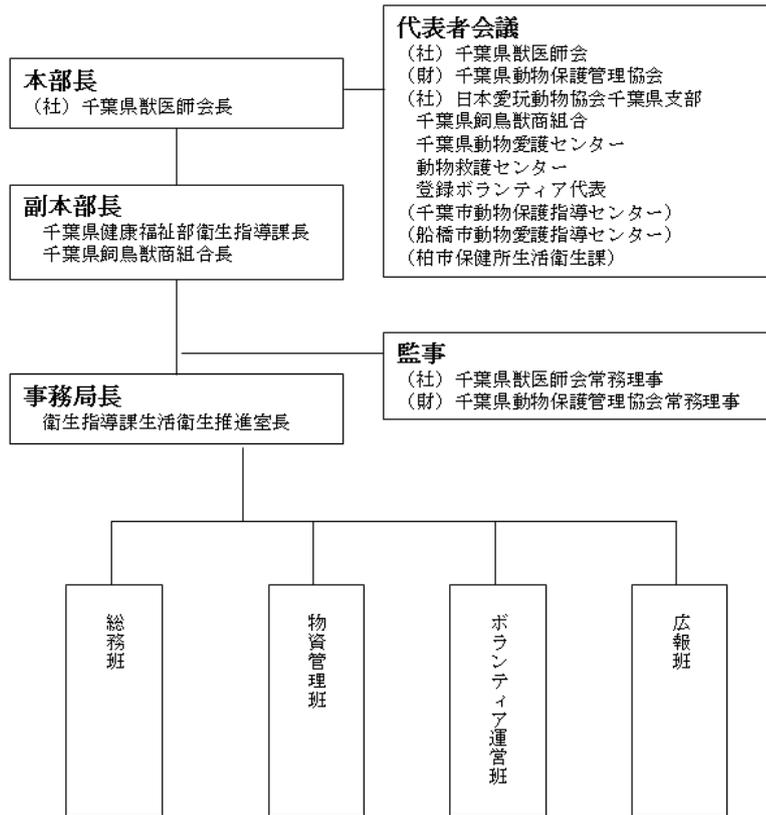


図 6 千葉県動物救護本部の組織図 (平成 23 年東北地方太平洋沖地震)

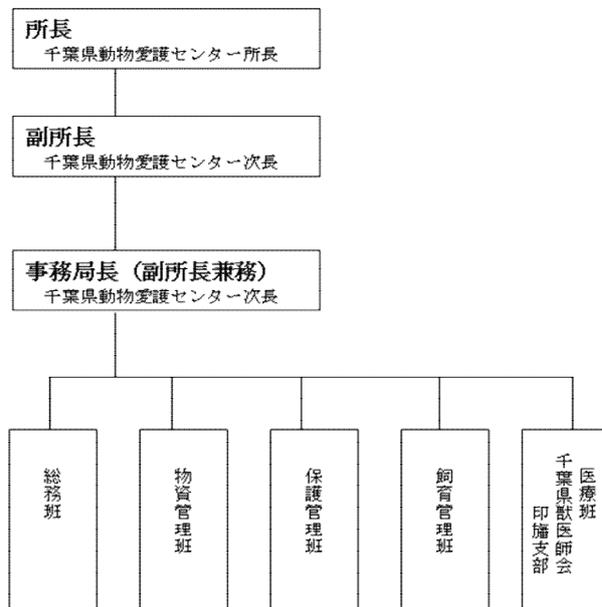


図 7 動物救護センターの組織図 (平成 23 年東北地方太平洋沖地震)

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

千葉県においては、旭市内に4箇所、香取市内に1箇所の避難所が設置されました。全ての避難所でペットの施設内入室は禁止され、敷地内での係留または自家用車内での飼養は可能とされていました。避難所で飼養されていたペットの頭数は、犬10～20頭と猫数頭と推測されています。

なお、千葉県（行政）では、避難所に対し被災動物の支援活動実施（物資の提供、飼養・健康相談等、一時預かりの実施、問い合わせ先など）についての掲示等を行っていました。

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

千葉県内においては、旭市に200戸、香取市に30戸の仮設住宅が設置されましたが、いずれもペットの飼養は禁止されていました。しかし、実際には仮設住宅でのペットの飼養が10件程度あり、市役所がペットの飼養は禁止していることを説明して対応しました。

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

千葉県（行政）では、震災に伴う放浪・負傷動物の保護活動は行っておらず、震災後も通常の捕獲及び負傷動物収容業務を行っていました。その中で、震災により被災したと考えられる犬1頭を保護し、千葉県動物愛護センター（所在地：富里市）に収容しました。また、被災ペットの飼い主を探すにあたっては、通常の捕獲犬等と同様に公示及びホームページへの掲載を行いました。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

千葉県では、飼い主からの一時預かりを受け付け、千葉県動物愛護ボランティア及び千葉県動物救護本部ボランティアが預かり先となり、県から個人11名に委託する形をとりました。また、一時預かりにあたっては、飼い主と「動物の一時保管依頼書」を取り交わしました。平成23年3月～平成24年1月までの各月に預かりを受け付けた頭数は表61の通りで、合計は犬3頭、猫8頭でした。

飼い主が一時預かりを依頼する理由としてもっとも多かったのは「避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えなかったため」で、次いで「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」、「仮設住宅でのペットの飼養が許可されていないため」の順でした。

なお、一時預かりの費用については、預かり先が負担する場合と飼い主が負担する場合があります。

表 61 千葉県における飼い主からの一時預かり頭数

	平成 23 年										24 年	合計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	
犬	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
猫	1	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	8

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

a. 運営管理

千葉県では、被災地が動物愛護センター管轄内であったことから、同センターが動物救護センターとして機能し、新たなシェルターは設置していません。また、センターの運営管理体制についても、通常の収容及び管理業務の体制としましたが、必要な物資については緊急災害時動物救援本部や各関係団体、及び個人の方からの寄付により調達しました。

b. 飼養管理

動物愛護センターに保護収容した被災ペット（犬 1 頭）は、一般の収容動物とは別に区画し、個体管理を行いました。また、通常の収容期間よりも長く抑留することにより、飼い主への返還を最優先としました。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

飼い主から一時預かりをしたペット（犬 3 頭、猫 8 頭）のうち、犬 2 頭、猫 4 頭は元の飼い主に返還されました。その一方で、犬 1 頭、猫 3 頭は飼い主の引取りが困難となり、所有権が放棄され、譲渡の対象となりました。また、被災ペットとして保護収容されていた犬 1 頭についても、一般の公示（2 日間）の後、約 1 ヶ月間抑留を継続しても飼い主が現れなかったため、譲渡の対象としました。これら譲渡対象となった犬 2 頭、猫 3 頭は、いずれも新しい飼い主に譲渡されました。譲渡にあたっては、譲渡対象者と誓約書を交わしました。

なお、飼い主が引き取れなかった理由として最も多かったのは、「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」で、次いで「飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため」でした。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

千葉県では、被災ペットに対する不妊去勢措置や、これに係る費用の助成等は行っていません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

千葉県では、飼い主から一時預かりをしている犬及び猫と譲渡対象の犬については、混合ワクチンの接種を行いました。ワクチン接種等は県獣医師会所属の動物病院で実施し、飼い主負担はなしとしました。

なお、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対する、ワクチン接種等に係る助成制度は設けていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

被災したと考えられた犬 1 頭については、首輪が抜けた跡がありましたが、鑑札や狂犬病予防注射済票が装着されていたかどうかは不明です。

なお、千葉県では、被災ペットに対するマイクロチップの装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

ペットの救護活動にあたっては、平成 22 年度千葉県動物愛護ボランティアの登録者に協力を依頼するとともに、千葉県動物救護本部ボランティアの募集を行って人材を確保しました。ボランティアは、全員ボランティア保険に加入することとし、被災地からの避難者（岩手県、宮城県、福島県から避難された方を含む）の飼養動物に対しての一時預かりを 11 人に、世話を 1 人に依頼しました。ボランティアの人材については県衛生指導課で把握し、協力が必要な場合には直接交渉を行いました。実際にはボランティアがあまり集まらず、協力が必要な場合にボランティアとのマッチングが難しい状況でした。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

支援物資については、団体や個人から寄付を受けた物資を、提供依頼のあった保健所や千葉県動物愛護センターへ必要分配布しました。フード、リード、首輪は役立ちましたが、ケージ、ペットシートなどは不足していました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金は、独自に義援金を集めて確保しました。義援金の募集はインターネット上で行い、集まった義援金の総額は 384,093 円でした。これらの義援金は、ボランティアの一時預かりに係る費用、ボランティア保険料、福島県動物救護本部への義援金として配布しました。

(チ) 広報・普及啓発活動

被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動（飼い主不明のペットの保護情報や避難所等における適正な飼養管理等）は、避難所の避難者に向けてポスター・チラシを避難所等に掲示する形で行いました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

東日本大震災以前は、災害時の動物救護活動に関して関係団体との協定はありませんでしたが、震災後の平成 23 年 6 月 1 日、千葉県（行政）は、公益社団法人千葉県獣医師会、財団法人千葉県動物保護管理協会、千葉県飼鳥獣商組合と協定を締結しました。

また、平成 23 年 10 月 28 日付け衛第 1353 号により、「災害時における動物救護活動に関する協定締結について」を各市町村長宛てに通知しました。さらに『災害時における避難所運営の手引き』では、避難所に住民と同行避難したペット動物の飼養管理や負傷動物の救護活動を実施することが望ましいとしており、これらの活動を行うためには、動物の治療、ペットフードの確保、飼養管理などが行える動物関係団体と事前に協議し、費用負担や活動内容に関する協定などの締結しておくことを促す内容となっています。

また、震災当時は、動物救護に必要な物資の備蓄は行っていませんでしたが、今後は千葉県動物愛護センターにフードやケージ等がある程度備蓄しておくことを検討しています。

動物救護活動全体について ～千葉県からのコメント～

<特に効果的だった点>

- 災害時動物救護活動マニュアルを策定していたことから、救護本部及び救護センターの設置や被災動物への対応が可能であったこと。
- 千葉県動物愛護ボランティアの登録を実施していたことで、被災動物への動物救護に関する協力依頼を行うことができたこと。

<特に対応に苦労した点>

- 個々の事例に対する、ボランティア協力者とのマッチングや調整について、県で募集した動物愛護ボランティアには事前に被災動物の一時預かりの可否や預かり可能な動物の種類及び数を照会していましたが、各ボランティアが日常の活動として、犬・猫の保護等をしているケースがあり、被災後に問い合わせても、収容するスペースがない等の理由で預かってもらえないことがありました。
- 今回は特に外飼いの犬・猫の預かり先を見つけるのが大変でした。外飼い犬は、番犬として飼っていることが多く、鳴き声がネックとなり、預かりを断られることがありました。
- ガソリンの不足ということも重なり、車はあるが迎えに行けないということもありました。

<今後、必要と考えられる点>

- 市町村ごとに、被災地になった場合の対応がスムーズに行えるように、地域ごとのマニュアルを策定すること。
- 会議等で各市町村と地域獣医師会との間の協定締結の必要性について説明しているが、なかなか進まないことへの対応策。
- 被災動物の預かり先を効率よく見つける方法。
- 甚大な被害を受け、救護活動ができない場合の対応について（他自治体や動物愛護団体との協定等）

(2) 被災地以外（または被災地周辺）における動物救護活動

本項では、東日本大震災における直接の被災地ではないものの、被災地周辺に位置し、被災地の動物救護活動に対する支援活動を行った自治体の活動状況等について記述しています。

①秋田県

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

秋田県では、災害が発生した場合に備えて、ペットとの同行避難に関する方針を定めており、その概要は「原則飼い主の責任で対応するが、市町村及び県が支援する。ただし、負傷又は飼い主が不明の飼養動物については、保護収容施設を確保する。」というものです。また、地域防災計画には「避難所への飼養動物の持ち込みは原則不可。県が確保する保護収容施設において管理する」と記載されています。

また、発災前に「秋田県災害時動物救護活動マニュアル」を策定していたほか、(社)秋田県獣医師会と災害時の動物救護対策本部への協力（被災動物の治療、必要物資の確保など）に関する協定を結んでいました。

なお、災害時の動物救護活動の拠点とする施設については取り決めていませんが、収容施設を設置するまでは、当面動物管理センターを収容施設とする、としています。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

秋田県では、東日本大震災に伴う動物救護本部等の設置は行っていません。また、新たな動物救護施設等は設置していません。

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

秋田県においては、他県からの避難者への支援として、市町村により 39 箇所の避難所が設置されましたが、いずれも避難所へのペットの同行は不可とされていました。

なお、秋田県内には仮設住宅は設置されていません。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

秋田県は避難者が同行したペットの一時預かりを受け付け、保健所の収容施設で犬 1 頭（H23 年 3 月）と、ボランティア宅で犬 1 頭（H23 年 7 月）を預かりました。また、一時預かりにあたっては飼い主との間で誓約書を取り交わし、預かりの費用は県が負担しました。

なお、一時預かりの相談は 4 件あり、その理由としては、「避難者受入施設でのペットの飼養が許可されていないため」、「避難者受入施設の駐車場の車の中で飼養していたが、一時的に他県へ行かなくてはならないという個人的事情のため」、「避難した親戚宅で犬の鳴き声等の迷惑を考慮したため」、というものでした。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

飼い主から一時預かりした犬 2 頭については、平成 24 年 9 月 30 日時点において、既に元の飼い主に返還されています。

(セ) ボランティアの活動状況

秋田県では、一時預かりのボランティアを動物愛護推進員等 5 人に依頼しました。また、獣医師会に対して、避難者が動物病院に同行ペットの健康相談などを行った際の支援などのボランティア協力の依頼を行いました。

なお、秋田県では県外からのボランティアの受け入れは行っていません。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

獣医師会との協定に基づき事前に準備していたケージは、動物管理センターに配備しました。また、環境省からの支援として送られたケージについては、県内 7 箇所の保健所に配備し、これらのケージは要請に応じて貸出しを行いました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

発災時は動物救護に必要な物資の備蓄は行っていませんでしたが、今後の備蓄予定については検討中です。

動物救護活動全体について ～秋田県からのコメント～

震災等への支援については、当然のことながら人への支援が最優先されるため、その状況の中で、動物救護活動の必要性を認識させることに苦勞しました。

②山形県

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

山形県では、東日本大震災発災前に社団法人山形県獣医師会と「災害時における被災動物対策に関する協定書」に基づく協定を締結しています。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

山形県では、現地動物救護本部等は立ち上げませんでした。平成 23 年 3 月 30 日に山形県健康福祉部保健業務課と社団法人山形県獣医師会において、協定に基づく被災動物の一時保管体制を確立しています。

なお、平成 24 年度 9 月 30 日時点において一時保管（一時預かり）しているペットはなく、対応は実質終了しています。

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

山形県内には、54 施設の避難所（平成 23 年 3 月 31 日時点に実際に避難者を収容している施設）が設置されました。このうち 17 施設（平成 23 年 4 月 4 日時点）において、ペット同行の被災者が滞在しており、避難所における延べ飼養頭数は、犬 64 頭、猫 12 頭（平成 23 年 3 月 30 日時点）でした。

避難所を設置する市町村の担当部署には、山形県、社団法人山形県獣医師会が一時保管、相談受付等について周知し、連携・調整を図りました。

避難者のほとんどが自家用車による避難を行っており、避難者らの自主的な判断により、動物飼養は各自家用車にて行われました。山形県では避難者への支援として、担当保健所による動物飼養相談を行いました。

なお、山形県内には仮設住宅は設置されませんでした。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

山形県及び社団法人山形県獣医師会では、飼い主からの一時預かり（一時保管）を受け付け、県内動物病院及び県動物指導センターを一時保管施設とし、県内動物病院では犬 7 頭及び猫 3 頭を、県動物指導センターでは犬 6 頭を預かりました。一時保管の手続きや飼い主の責務等については、『東北地方太平洋沖地震』被災動物の一時保管の実施について』に明記されています。また、一時保管の費用は、山形県又は一時保管先が負担しました。

なお、飼い主が一時保管を依頼する理由は、「飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため」でした。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

一時保管施設となった山形県動物指導センターの運営管理は平常時と同じ体制であり、運営管理の資金及び物資についても通常時予算で対応しました。

同センターの収容可能頭数は犬 11 頭、猫 4 頭ですが、実際の収容数は犬 6 頭で、のうち 4 頭が飼い主に返還され、2 頭が譲渡されました。

なお、シェルター収容時及び収容中に何らかの病気（外傷含む）にかかったり、死亡したペットはいませんでした。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

飼い主から一時保管したペットのうち、県内動物病院の犬 7 頭、猫 3 頭は全て飼い主に返還されましたが、県動物指導センターで飼い主に返還されたのは犬 4 頭でした。山形県では、飼い主への返還が進むよう定期的に飼養者への状況報告を行いましたが、残りの 2 頭については、飼い主が病気・怪我などで返還が困難となったため、所有権が放棄されました。これらは、通常の譲渡事業において新たな飼い主に譲渡されました。なお、譲渡を行うにあたって、「山形県犬及びねこの譲渡実施要領」に基づき、譲渡対象者は保健所が開催する講習会の受講者となりました。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

一時保管したペットに対する不妊去勢措置や、これに係る費用の助成等はありません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

一時保管したペットについては、譲渡対象の犬のみ混合ワクチンを接種しました。接種は県動物指導センターで実施し、費用はワクチン・注射器などの実費のみ（約 1,150 円）を譲渡事業の予算から負担しました。

(ス) 所有者明示等の実施状況

一時保管したペットに対し、マイクロチップの装着はありません。

(セ) ボランティアの活動状況

震災に伴う動物救護活動に関してボランティアへの協力依頼、受け入れは行っていませんでした。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

動物救護に必要な物資は、社団法人山形県獣医師会等のボランティアからの送付により調達しました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金については、通常予算の範囲で対応可能であったため、義援金の募集等はありませんでした。

(チ) 広報・普及啓発活動

避難所等におけるペットの適正な飼養管理等について、ポスター・チラシの配布や保健所職員の派遣を行って、被災者への広報・普及啓発活動を行いました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

東日本大震災を踏まえ、地域防災計画に「避難所へのペットの受け入れ」、「仮設住宅でのペットの飼養」等について、新たな記載の検討と、社団法人山形県獣医師会との災害時協定に加え動物救護に関する協定を検討することとしています。

動物救護活動全体について ～山形県からのコメント～

社団法人山形県獣医師会とうまく連携がとれたことが効果的でした。

③新潟県

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

a. 方針・地域防災計画

新潟県では、東日本大震災発生以前より、災害時の「同行避難」、「避難所でペットの受け入れ」、「仮設住宅でのペットの飼養」についての方針を定め、地域防災計画に次のように記載しています。

【同行避難】

- ・ 県は、関係団体と協力体制を確立するとともに、動物救済本部を設置し、飼い主の支援を行う。
- ・ 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

【避難所でペットの受け入れ】

- ・ 県は、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。
- ・ 県は、避難所において動物が適正に飼養されるよう支援を行う。
- ・ 市町村は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。
- ・ 市町村は、避難所を設置するに当たり、動物同行の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

【仮設住宅でのペットの飼養】

- ・ 市町村は、仮設住宅を設置するに当たり、住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。
- ・ 動物救済本部は、仮設住宅で適正に動物が飼養できるよう支援を行う。

b. マニュアルの策定

新潟県では、地域防災計画を動物救護活動に関するマニュアルとして活用しています。

c. 拠点施設

東日本大震災発生以前より、災害時の動物救護活動の拠点施設を、新潟県動物愛護センター、新潟県上越動物保護管理センター、新潟県下越動物保護管理センター、その他県内 12カ所の保健所とすることを取り決めていました。

なお、地方獣医師会等と災害時の動物救護活動に関する協定は結んでいません。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

新潟県では、平成 23 年 3 月 18 日に「新潟県動物救済本部」が設置されました。同本部は、新潟県、新潟市、新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会が構成され、その活動内容は被災ペット飼養者への飼養支援、避難所におけるペット同行避難者への飼養支援、被災ペットに対する獣医療支援（ワクチン接種、避妊手術助成等）でした。各構成団体の役割分担は、新潟県及び新潟市が被災動物飼養者への総合支援、支援活動の計画・調整等、県獣医師会が獣医療支援等の飼養支援、新潟県動物愛護協会が飼養相談等の飼養支援としました。

また、県獣医師会は、新潟県動物救済本部の設置を受け、3 月 25 日付で県獣医師会に「東北関東大震災避難者同伴動物救護本部（本部長、副本部長、総務班・避難所対策班で構成）」を立ち上げ、県内を 10 地区に分けて避難所対策班員を設置し、県下保健所（動物保護管理センター）と連携して、避難所等における救護活動を行いました。

なお、新潟県動物救済本部は、現在（平成 25 年 3 月末日時点）も解散していません。

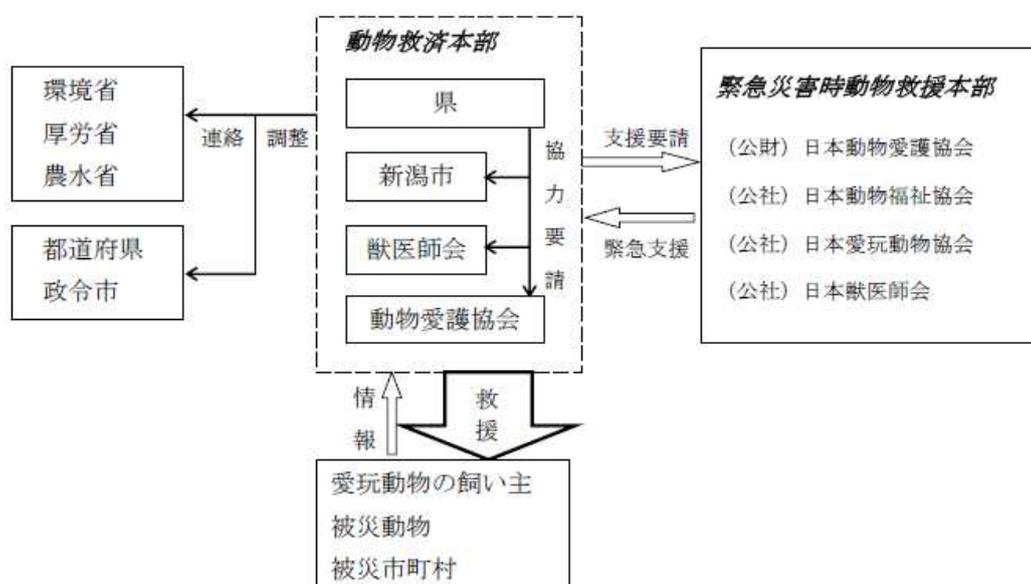


図 8 新潟県動物救済本部連携体制

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

新潟県内においては、68箇所の避難所が設置され(平成23年4月22日時点)、このうち、21市町村40箇所の避難所で、犬・猫など266頭の避難が確認されています(平成23年5月6日時点)。

b. 条件・ルール

避難所においてペットを受け入れるにあたっては、避難施設管理責任者が被災者の要望を聞きながら全体のコンセンサスを取り条件を設定しました。条件の内容は、ペット飼養スペースの区分、ペット用避難施設の設置、犬の係留、ケージ内飼養、飼養環境の清掃等で、これらは、家族の一員であるペットと離れたくない(ペットと一緒に辛い避難生活を乗り越えていきたい)という避難者への配慮と同時に、集団生活の中で、動物が嫌いな人への配慮、及び疲労が蓄積しやすい避難所生活の中で、動物を飼養していない避難者のストレスにならないよう配慮するために設定されたものです。

ペットの受け入れにあたって、避難所を設置する市町村部署との調整は特にありませんが、ペット同行避難者への対応依頼にかかる文書を発出し、避難所設置主体である市町村の動物担当、防災本部および避難施設管理責任者に対して、被災者のペット同行避難にかかる要望を伝え、家族の一員であるペットと暮らせるような配慮を求めました。具体的には、関係者とのディスカッションにより、避難施設ごとにペット受け入れの支障となる要因を一つずつ排除し、県(保健所)によるフォロー体制をとり、ペットの受け入れ体制を整えました。

c. 配慮・支援

新潟県(行政)では、ペット飼養スペースの区分の提案・支援、ペット専用避難施設設置(既存施設の改造又はスーパーハウス等の設置)の提案・支援を行いました。

また、新潟県動物救済本部としては、ペットフード等の無償配布、飼養用品(ケージ等)の無償貸与、動物飼養(健康)相談、ワクチン接種、外部寄生虫(ノミ・ダニ)の予防、被災動物の一時預かり(やむを得ない事情の場合)などを行って避難所でのペット飼養を支援しました。



新潟市避難所の動物用避難施設

※新潟市西総合スポーツセンターのゲートボール場を動物用避難施設として利用。



新発田市避難所の動物用飼養施設と飼養状況

※新発田市カルチャーセンターの外に動物飼養のためのプレハブを設置。

[写真提供：新潟県]

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

新潟県では、新たな仮設住宅を設置した市町村はありませんが、平成 23 年 7 月から、県による仮設借り上げ住宅制度の運用を開始しました。本制度は、被災者自らが、宅建協会の斡旋物件又は自ら見つけた物件から住居を選択し、その家賃を県が負担（2 年間）するものです。被災者の方々は、それぞれのライフスタイルに合わせ、ペットと暮らせる物件を探して移り住み、個別に新しい生活をはじめています。そのため、仮設借り上げ住宅に対する個別のトレースは難しく、その詳細は把握していません。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

やむを得ない理由により避難所で飼養困難な動物については、動物救済本部の支援メニューとして明示し支援体制をとっていましたが、依頼はありませんでした。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

新潟県では、動物救護施設は設置していません。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

新潟県では、避難所等に飼い主と避難しているペットに対し、不妊去勢措置に係る助成制度を設けました。1 頭当たりの助成費用は、避妊手術 2 万円、去勢手術 1 万円とし、動物病院において手術料金から助成額を差し引いた額を飼い主に請求しました。自由診療のため、飼い主の負担額は不明ですが、ほとんど負担はない状況でした。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

不妊去勢措置と同様に、避難所等に飼い主と避難しているペットに対し、ワクチン接種の助成制度を設けました。費用は飼い主負担なしの全額助成とし、動物病院での無料接種を行いました。

(ス) 所有者明示等の実施状況

新潟県では避難所等に飼い主と避難しているペットに対し、マイクロチップの装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

新潟県動物救済本部構成員（新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会）からの協力を得て、新潟県動物愛護協会会員、新潟県獣医師会会員に、避難所における支援のボランティアを依頼しました。また、専門職のボランティアとして、新潟県獣医師会等の獣医師や動物看護師に協力を依頼しました。

ボランティアの管理は、新潟県動物愛護協会又は新潟県獣医師会が総合調整を行い、現場では行政（動物保護管理指導班長）が調整し対応しました。また、派遣にかかる事務は、具体的に新潟県動物救済本部構成団体各々で実施しました。

役割分担としては、新潟県動物愛護協会は避難所におけるペット飼養相談、新潟県獣医師会は避難所におけるペット健康相談（無料診察）、獣医療支援及び避難者（被災者）に対する獣医療支援を行いました。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

支援物資については、行政、動物愛護団体、獣医師会会員が避難所を巡回し配布しました。また、動物保護管理センターおよび保健所において、被災者に取りに来てもらう形での配布も行いました。

支援物資の中では、組み立て式中型ワイヤーケージや猫用立体（2段）ケージが役に立ちました。一方、堅牢な大型ケージ（組み立て式でないもの）やクレートは、広い動物救護施設を新設する場合は十分に活用できるアイテムになるかと思いますが、動物同行避難を推奨し、各飼い主の手元での飼養を想定した場合、持ち運び（移動）や置き場所の関係で、使いつらいアイテムとなりました。一方、猫砂、ペットシート、うんちパックなどは不足していました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

今災害での募金等は実施しておらず、必要な資金は過去の災害時の義援金を原資とした新潟県動物救済本部の基金を充当しました。

なお、新潟県獣医師会に対しては、(社)日本獣医師会から、平成23年6月8日付けで「現地の動物救済本部の構成団体として、また、地方獣医師会として救護活動に取り組んでいる地方会」への支援義援金として100万円が分配され、獣医療支援事業の動物用医薬品購入費に充当し活用しました。

(チ) 広報・普及啓発活動

ペットの適正な飼養管理等を被災者へ周知するために、インターネットを活用したほか、避難所等にポスター・チラシを掲示しました。また、被災者の要望を把握するため、返信用はがきを配布しました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

飼い主に対しては、平常時から、ペット同行避難にかかる準備を啓発し、行政としては、備蓄している支援物資の管理を適正に行い、災害時に速やかに提供できる体制をとるとともに、災害時の支援物資調達ルートの確保に努める予定です。

また、避難所及び仮設住宅の設置主体となる市町村に対しては、災害発生時、速やかにペットの受け入れ体制がとれるよう調整を進める予定です。

動物救護活動全体について ～新潟県からのコメント～

<特に効果的だった点>

- 今災害対応では、ペット同行避難者への飼養支援を重点的に実施したこと。
- 獣医療支援では助成制度を設け実績（効果）を得たこと。
- 過去の災害対応を教訓とした関係団体との連携体制構築により、避難所開設当初より避難所の巡回を開始し、きめ細かな飼養支援（要望の把握と支援物資の配布等）を展開できたこと。
- 獣医療支援では、要望の把握の後に実施したこともあり、ワクチンによる伝染病の予防、不妊手術の必要性、健康管理等の重要性の理解が深まり、間接的に適正飼養啓発の一助となったこと。
- 県動物救済本部救済基金を活用することができたため、初動より活動資金に不安がなかったこと。
- 中越、中越沖地震の経験を踏まえた緊急災害時動物救護対策指針に基づき、実施体制が確立されていたため、役割分担等については速やかに連携することができたこと。

<特に対応に苦労した点>

- 今災害は、過去の災害とは異なり、避難者が自家用車で避難してきているため、避難所利用者の出入りが激しく、避難所利用日数も数日の場合があるなど、避難者（ペット）の状況把握が非常に難しかった。
- 避難所が県内全域と広域に渡ったため、連絡調整が難しかった。
- ペットフードについて嗜好性を重視（銘柄指定）するケースや、ペットは動物病院に預け、飼い主はホテルに宿泊するといったケースもあり、被災者の定義づけに苦慮した。

<今後、必要と考える点>

【災害時】

避難状況の把握が難しい状況において、実際は動物救済本部として人海戦術で避難所を巡回し、動物飼養情報を入手した場合に支援を実施していたが、やむを得ない対応とはいえ、決して効率的な対応ではありませんでした。

今後は、動物同行避難者が避難所に来た場合に、即行政に連絡が入るような体制を整備することにより、より効率的な対応を検討し、そこで発生する余力を他の支援に振り向けるなどの検討が必要と考えます。

また、今災害のように、人の移動が激しいケースでは、避難所単位（避難所巡回）での支援は効率が悪いことから、飼い主自らが動物救済本部に対して直接支援を申し出るような体制（窓口）の整備が必要と考えます。

【平常時】

動物救護活動全般で今後、ペット同行避難のさらなる普及啓発が必要と考えます。飼い主には、平常時において、

- ペットの避難訓練
- ペット同行避難ができるしつけの実施
- 避難時の持ち出し物品の準備
- どの避難所がペットと一緒に避難できるかという部分の把握

が必要と考えます。

また、市町村には、ペット同行避難を想定した防災計画の策定が求められます。

④埼玉県

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

埼玉県では、東日本大震災発生以前より、災害時に動物救護活動が必要な場合に備えて、「埼玉県動物指導センター」を動物救護活動の拠点とする施設として取りきめていました。

また、発災前より動物の救護に必要な物資として、犬用ケージを 40 個（大：2、中：18、小：20）、猫用ケージを 20 個を備蓄していました。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

埼玉県では、東日本大震災に伴う現地動物救護本部等は設置していません。

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

埼玉県においては、105 施設（県設置 6 施設、市町村設置 99 施設）の避難所が設置され、このうち 16 施設にペット同行の被災者が滞在し（平成 23 年 4 月 4 日時点）、避難所での飼養頭数は犬 38 頭、猫 11 頭でした（H23 年 4 月 5 日時点）。

b. 条件・ルール

避難所が公共施設であること、民間アパートでペット不可であること、衛生管理が難しいこと、他利用者との兼ね合い、などの理由から、施設管理者が、飼養場所を居室以外の部屋、屋外、車の中などに限定するルールを設定しました。

c. 連携・配慮・支援

県は、避難所における動物の飼養等に関する相談窓口（保健所・埼玉県動物指導センター）について、避難所を設置する市町村に情報提供を行い、県と市町村担当部署とで連携・調整を図りました。

また、埼玉県加須市の「旧騎西高校」を避難所として、福島県双葉町の住民約 1,400 人を受け入れています。ここでは、動物愛護団体、動物愛護推進員、双葉町役場関係者、加須市及び県の連携により、敷地内の弓道場を利用して動物専用の飼養施設を設置したほか、愛護団体の善意により施設内にエアコンが整備されています。また、地元の開業獣医師が犬の狂犬病予防接種や人獣共通感染症対策等への協力を行いました。



旧騎西高校の弓道場（埼玉県加須市）



弓道場にエアコンが完備された動物飼養施設



弓道場での飼養の様子

[写真提供：埼玉県]

表 62 旧騎西高校における双葉町からの避難状況

	H23. 4. 5	H24. 1. 13	H25. 1. 6
避難者数	1,415 人	599 人	146 人
避難ペット（犬）	12 頭	4 頭	2 頭
避難ペット（猫）	2 頭	2 頭	1 頭

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

埼玉県においては、8 市町村に仮設住宅が設置されましたが、ペット飼養可の仮設住宅はありませんでした。しかし、実際には犬 1 頭が飼養されていたとの情報がありました。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

飼い主からの一時預かり依頼については、県動物指導センターが仲介し、協力可能な動物愛護団体が犬 5 頭（猫は 0 頭）の預かりを行いました。預かりにあたっての飼い主との取り決めは、動物愛護団体が設定しました。

飼い主が一時預かりを依頼する理由として最も多かったのは「避難所でのペットの飼養が許可されていないため」で、次いで「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」、「飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため」でした。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

埼玉県では、新たな動物救護施設は設置していません。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

一時預かりの犬 5 頭については、現在も飼い主への返還には至っておらず、愛護団体が預かりを継続しています。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

避難所等に飼い主と避難しているペットに対する不妊去勢措置や費用の助成制度等は設けていません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

避難所等に飼い主と避難しているペットに対するワクチン接種等や費用の助成制度等は設けていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

避難所等に飼い主と避難しているペットに対して、マイクロチップの装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

ボランティアについては、日頃から埼玉県動物指導センターの譲渡事業に協力してもらっている団体に連絡し、被災動物の一時預かりが可能な団体の把握に努め、被災動物の一時預かりを1団体に依頼しました。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

支援物資の受け入れ、提供はありませんでした。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

義援金の募集等、資金の確保は特に行っていません。

(チ) 広報・普及啓発活動

被災者への避難所等におけるペットの適正な飼養管理等についての広報・普及啓発活動は、避難所等にポスターを掲示したり、保健所職員が管轄地域内の避難所を訪問してチラシを配布して行いました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

平成23年11月に「地域防災計画」を改訂し、「避難所でのペットの受け入れ」についての記載を追加しました。概要は「居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に専用スペースを設けて飼養させる。ただし収容能力に余裕がある場合には、避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設けて飼養させる。」というものです。

また、発災前には、災害時の動物救護活動に関する協定を地方獣医師会等と結んでいませんでしたが、現在、(社)埼玉県獣医師会と覚書締結に向けて協議中です。

また同様に、発災前には災害時の動物救護活動に関するマニュアル等を策定していませんでしたが、現在作成中です。

動物救護活動全体について ～埼玉県からのコメント～

<特に効果的だった点>

埼玉県では、県内に設置した避難所に被災地から 4,000 人以上を受け入れ、うち、約 2,000 人が「さいたまスーパーアリーナ」に一時避難しました。このアリーナには、福島県双葉町の住民約 1,400 人とともに、双葉町の役場機能そのものが福島県から移転しました。その後、加須市にある「旧騎西高校」に移動しましたが、現在（平成 25 年 1 月 1 日時点）もなお約 150 名の方が避難生活を送っています。

旧騎西高校においては、当初は避難者の車中でペットが飼養されていましたが、動物愛護団体、動物愛護推進員、加須市及び双葉町などが協議を重ねた結果、敷地内の弓道場に動物飼養専用スペースが設置されました。飼い主による自治会も結成され、さらには愛護団体の協力により飼養スペースにエアコンが設置されるなど、飼養環境に配慮された飼養スペースとなりました。

今回、協力をいただいた愛護団体は、日頃から収容動物の譲渡等に協力をいただいている団体で、今回も積極的に避難所に赴いて行政との調整役を務めていただくなどのご尽力をいただきました。

このように、平時から民間団体及び企業と連携を図り、協力体制を構築しておいたことが、結果的に避難所設置等に効果的であったと考えます。

<特に対応に苦労した点>

県内では、約 100 施設の避難所が設置されましたが、混乱している状況下で、どの避難所にどの程度の動物が飼養されているかを把握することに苦慮しました。

<今後、必要と考えられる点>

都市部で大規模災害が発生した場合、多くの動物が飼い主とともに避難所に同行することが想定されます。

これに対して行政が行う支援にも限度があり、可能な限り飼い主の責任で動物の世話をしていただけるよう、環境省が作成したパンフレット等を活用して、平時から災害時の対応について啓発を進めていくことが重要と考えます。

また、平時から各避難所の動物専用スペースの確保についてシミュレーションしておくことで、災害時の混乱が少しでも緩和できるとも考えられることから、避難所を設置する市町村に対する啓発も重要と考えます。

⑤東京都

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

a. 方針

東京都においては、東日本大震災発災以前より、飼養動物（主に犬猫）の同行避難があることを前提とした方針がありました。

また、災害時に動物救護活動が必要な場合に備えて、東京都動物愛護相談センター等を動物救護活動の拠点とすることを取り決めていました。

b. 協定締結

災害時の動物救護活動に関する協定については、発災前から東京都と（公社）東京都獣医師会が協定締結に向け調整を続けていました。その調整中に東日本大震災が発生しましたが、予定通り平成 23 年 3 月 15 日に協定を締結しました（公社）東京都獣医師会は、東京都の指定地方公共機関に認定されています。

c. マニュアルの策定

東京都では、発災前より種々のマニュアル等の中で災害時の動物救護活動について記載しています。

d. 備蓄

発災前から、東京都動物愛護相談センターではケージ、フード、水、医薬品等を通常業務のランニングストックとして備蓄しています。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

東京都においては、平成23年7月25日に「東日本大震災東京都動物救援本部」が設置されました。同本部は、(社)東京都家庭動物愛護協会、(公社)東京都獣医師会、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会で構成され、(公社)東京都獣医師会が事務局を担いました。

また、都は、東京緊急対策2011に基づき、同本部と協定を締結し、都内に避難されている被災者の同行動物等について、同本部が救援活動を行う施設として「東日本大震災東京都動物救援センター」(所在地：日野市。以下「都動物救援センター」という。)を平成23年10月に開設しました。

なお、都動物救援センターは平成24年9月末をもって閉鎖されましたが、同本部は活動を継続中です(平成25年3月現在)。

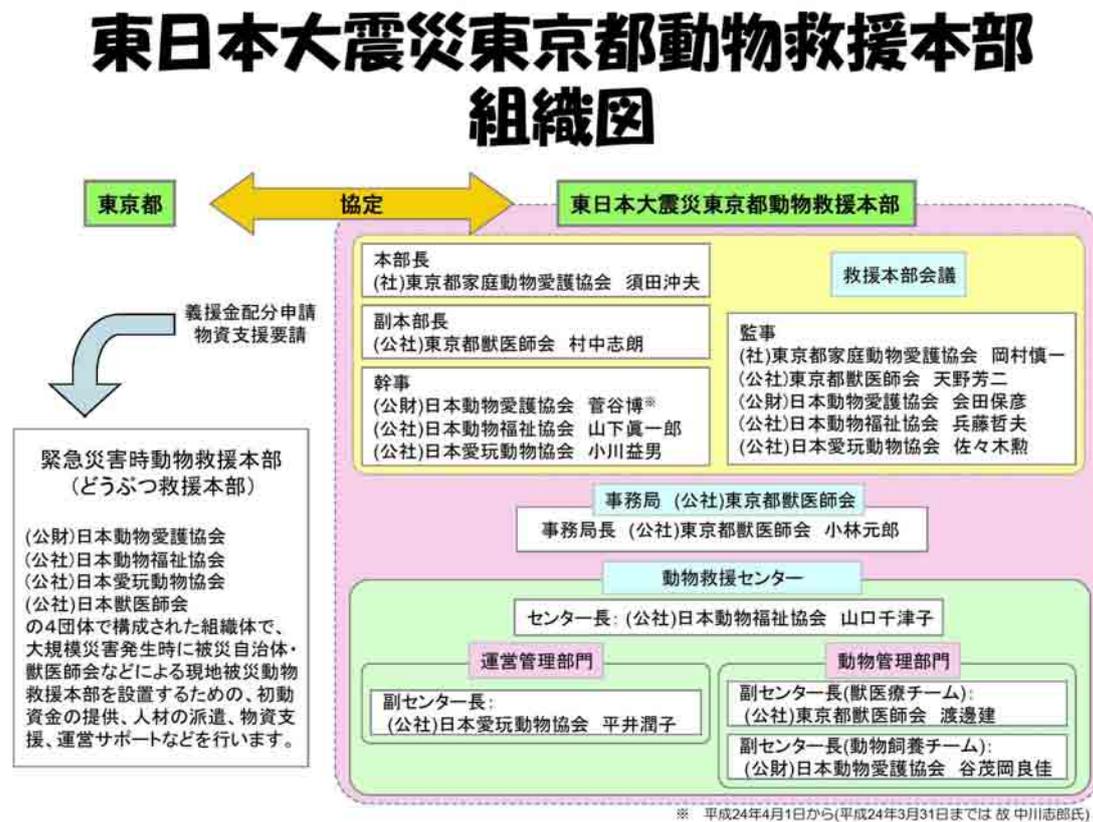


図9 東日本大震災東京都動物救援本部 組織図

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

東京都が設置した避難所は4施設（東京武道館、味の素スタジアム、東京ビッグサイト、旧グランドプリンスホテル赤坂）で、全ての避難所にペット同行被災者が滞在していました。また、これら4施設における飼養頭数は、犬47頭、猫4頭、その他15頭でした。

一方、東京都内全62区市町村のうち、少なくとも16区市によって避難所が設置され、このうち、墨田区、練馬区、葛飾区の避難所にはペット同行被災者が滞在していました。墨田区では42箇所に設置された避難所のうち1箇所で犬1頭、練馬区では避難所1箇所（設置1箇所）に犬3頭と猫1頭、葛飾区では避難所1箇所（設置1箇所）に犬1頭の同行がありました。

b. 条件・ルール

都開設避難所においては、避難所でペットを飼養している飼い主に対し、チラシ「避難所における飼養のルール（飼い主の皆さんへ）」を配布しました。また、避難所設置者（管理者）向けとして「避難所への動物の同行避難への対応について」や同行して避難した動物の管理台帳の参考様式などを配布しました。

一方、区が設置する避難所については、墨田区で「人と動物の居住スペースの隔離」、練馬区で「全て飼い主の責任において飼養する」とのルールが設定されました。

c. 連携・配慮・支援

都開設避難所でペットを受け入れるにあたって、東京都と避難所所在地の区市町村担当部署との間で、狂犬病予防法に基づく、狂犬病予防接種・注射済票の交付に関する調整を行いました。各避難所に動物飼養場所を確保し、動物飼養場所と人の居住空間・人の動線を隔離するよう配慮しました。また、ケージやフードなどの配布・貸出しを行って飼い主を支援しました。

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

東京都においては、全62区市町村のうち9区市町で仮設住宅が設置されましたが、ペットの飼養が許可されている仮設住宅はありませんでした。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

飼い主からの一時預かりの依頼については、東日本大震災東京都動物救援本部で受付を行い、都動物救援センターで預かりました。一時預かりは、預かり期間には限度があることを説明の上で行い、救援本部と飼い主の間で「動物の一時保護契約書」を取り交わしました。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

平成 23 年 10 月～平成 24 年 9 月までの間、動物救援活動を行う施設として都動物救援センターが開設されました。

a. 管理運営体制

都動物救援センターにおける飼養管理チーフ及び事務管理スタッフ（有償）については、都動物救援本部構成団体が確保し、獣医師としては都獣医師会会員が対応しました。また、都動物救援センターの設置に係る費用は東京都が支出し、飼養管理、光熱水費及び人件費等の運営費用については、都動物救援本部が緊急災害時動物救援本部からの義援金、独自の寄付金などにより支出しました。

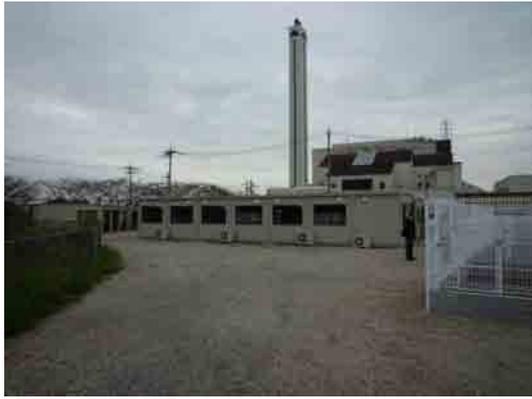
都動物救援センターの運営管理に必要な物資については、過去災害時に使用（平成 13 年：三宅島噴火災害時動物救援センター）され、緊急災害時動物救援本部が保管していた物資のうち、ケージの一部、水入れ容器、デスク、動物診察台などの提供を受けました。また、東京都から机、ロッカーなどが提供されたほか、都動物救援本部構成各団体、民間企業、一般からの支援物資（洗濯機、ペットフード、医薬品など）もありました。また、その他の必要な物資については都動物救援本部で購入しました。

b. 飼養管理状況

都動物救援センターの被災ペットの収容可能頭数は、施設設置時は犬猫あわせて 30 頭でしたが、その後、施設内の犬舎の施設改修（区分け）が行われ、収容可能頭数が増加しました。都動物救援センターにおける総収容頭数は犬 24 頭、猫 12 頭で、このうち元の飼い主に返還された犬は 9 頭、猫は 4 頭、譲渡された犬は 14 頭、猫は 8 頭でした。なお、犬 1 頭は一時預かり中に持病と高齢により死亡しました。

なお、都動物救援センターでは、病気の発生・蔓延等を防ぐため、入所時の検疫期間設置、ワクチン接種、健康診断、施設の衛生管理等を行いました。

また、（公社）東京都獣医師会による定期訪問診療（週 1 回）、ワクチン接種、ノミ、フィラリア等の予防、病気発生時の治療、健康相談、入所時の去勢・避妊手術実施、マイクロチップ挿入などが行われました。



施設全体（開所前）



運動スペース（開所前）



飼養施設の外観



飼養施設内部



犬の飼養状況



猫の飼養状況

東日本大震災東京都動物救援センター（東京都日野市）

[写真提供（上段）：東京都]

[写真提供（中・下段）：（一財）自然環境研究センター]

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

飼い主から一時預かりを行っているペットのうち、飼い主に返還された犬は 9 頭、猫は 4 頭でした。一方、飼い主の引取りが困難となり、所有権放棄された犬は 14 頭、猫は 8 頭で、全頭が譲渡されました。

譲渡の際には、都動物救援本部と譲渡対象者との間で譲渡条件等を記載した誓約書を交わしました。また、譲渡を促進するために、都動物救援本部ウェブサイトへの掲載、都動物救援本部構成各団体による紹介、都ウェブサイトや各種イベントにおける都動物救援本部の紹介を行いました。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

都動物救援センターで収容しているペットについては、原則として全頭について不妊去勢措置を行いました。これは問題行動の低減化など、飼養管理や譲渡を行う上で効果的であること、また不必要な性衝動の除去など、動物福祉の観点からも望ましいとの判断によるものです。手術は、都動物救援本部構成団体である東京都獣医師会会員動物病院で実施しました。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

都動物救援センターで収容しているペットのうち、犬は全頭について狂犬病予防注射及び混合ワクチンの接種、ノミ・ダニ処置、フィラリアに対する投薬を行いました。また、猫についても全頭を対象に混合ワクチンの接種及びノミ・ダニ処置を実施しました。

都開設避難所に飼い主と避難したペットに対しては、東日本大震災が 3 月の発生であり、避難所開設時期が狂犬病予防法による狂犬病予防注射時期（4 月から 6 月まで）と重なったため、避難者が同行避難した犬について、狂犬病予防注射接種の支援を行いました。その際の費用は（公社）東京都獣医師会が負担しました。併せて、同法に定める狂犬病予防注射済票の交付について、都開設避難所所在地の自治体と調整しました（手数料免除含む）。

また、都動物救援センターに収容した犬の畜犬登録、狂犬病予防注射済票の交付についても、同様に都動物救援センターの所在地の日野市と調整（手数料免除含む）しました。

(ス) 所有者明示等の実施状況

都動物救援センターに収容しているペットのうち、一部の犬と猫については、収容後、都動物救援本部構成団体である（公社）東京都獣医師会の会員獣医師によるマイクロチップの装着を行いました。また、費用は（公社）東京都獣医師会が負担しました。

(セ) ボランティアの活動状況

一般ボランティアについては、都動物救援本部ウェブサイトにて募集し、都動物救援センター運営管理部門が窓口となって、電子メール又は FAX による申込みを受け付けました。ボランティアの受け入れにあたっては、受付簿を作成し、ボランティア保険に加入しました。

都動物救援本部役員又は都動物救援センタースタッフ（チーフ）が管理者となり、ボランティアには、施設メンテナンス、動物の飼養管理、広報、物資輸送などを担っていただきました。

また、動物専門学校（学校法人シモゾノ学園 国際動物専門学校）にボランティアの依頼を行い、実習の位置付けで学生を受入れました。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

【都開設避難所】

都開設避難所においては、主に東京都動物愛護相談センターが物資を支援しました。また、都民から提供された支援物資のうち、ペット関係物資については、都開設避難所に提供されました。緊急災害時動物救援本部からも、都開設避難所にペット関係物資が提供されたほか、民間動物取扱業者からケージの貸出などの支援がありました。

【都動物救援センター】

都動物救援センターについては、緊急災害時動物救援本部が物資を提供するとともに、都動物救援本部がウェブサイト上で物資支援を依頼したり、都動物救援本部役員から、民間企業等に支援依頼を行いました。

なお、支援物資の中には、小型犬の衣類等、対象となる動物が限られるものや、故障した機器等、使用できない物資があり、その取り扱いが課題となりました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

都開設避難所支援に必要な費用については、規定経費で対応しました。一方、都動物救援センターの施設設置に係る資金は東京都が緊急対策として補正予算を確保し、同センターの施設運営や都動物救援本部活動に関しては、緊急災害時動物救援本部から配布された義援金と、独自に寄付金を募集することで確保しました。寄付金の募集は、インターネット、ポスター・チラシ、イベント等を活用して行い、集まった寄付金は全て都動物救援本部等が行う救護活動、都動物救援センターの運営管理費等に充当しました。義援金等の収支報告については、今後、東京都動物救援本部がとりまとめる報告書に掲載される予定です。

(チ) 広報・普及啓発活動

都開設避難所等におけるペットの適正な飼養管理等については、チラシを飼い主の避難者に配布して広報・普及啓発を行いました。

また、都全域の避難者に対して、定期的に郵送配布される被災者向けのお知らせの中で、東京都の支援体制を案内しました。さらに、インターネットを活用し、東京都動物救援本部の活動について周知しました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

東京都では、東日本大震災を踏まえ、平成 24 年度に地域防災計画に「同行避難」の文言を明記しました。

動物救護活動全体について ～東京都からのコメント～

<今後、必要と考える点>

ペットの防災対策は、飼い主の役割が非常に大きいものです。日頃からの備えとして、発災時の対応について飼い主が確認しておくとともに、ペットの防災用品を用意し、健康管理・身元表示・しつけ等の適正飼養を行っておくことが重要です。

多くの住民が動物を飼養している現状にあっては、同行避難した全ての動物のケージ等を行政が用意することは非常に困難です。そこで、飼い主の「自助」、飼い主同士の「共助」の意識を持って頂くことが重要となります。

また、発災時、行政施設では飼い主不明の放浪犬の収容等の対応をすることになります。飼い主は終生飼養を心がけるとともに、災害等により飼い続けることができなくなることも想定し、事前にペットの預け先等を確保するなどの対策を立てておくことも必要でしょう。